

# 北朝・隋唐における南朝系人士についての基礎的考察

—理論的な枠組みの提示を中心に—

小林 聡 埼玉大学教育学部社会講座

キーワード：南朝系人士、北遷、墓誌

## 1. はじめに

筆者は、これまで漢唐間、とりわけ魏晉南北朝における礼制の変遷を考察しているが、なかでも、礼制秩序の可視的表現とも言える公的服飾制度（以下服制と称する）がどのように展開していったのかという視点から、文献史料と出土文物の双方を活用しつつ、いくつかの論考を発表してきた。そこで明らかにした、魏晉から初唐にかけての服制史のアウトラインは以下の通りである<sup>(1)</sup>。

- ①魏晉時代…西晋王朝成立前後、礼制知識の恢復や新たな制度体系の確立が志向され、『晋礼』と『泰始律令』に代表されるような礼・法二元構造が形成された。礼制（官爵）秩序の構築の一環として輿服体系が整備され、そのうち、服制においては祭服・朝服を基幹とする二元的服制体系ができあがった。
- ②五胡～北魏前期時代…華北では西晋が構築した礼制・服制の知識が失われ、鮮卑服に代表される北族的要素、胡服のような西方的要素が、漢族的な服飾体系と併存・融合するようになった。
- ③北朝後期…孝文帝以降の北魏・東魏・北齊・西魏・北周の諸政権において、服制体系の再編が行われ、そのなかで鮮卑服の系統を引く服飾も各王朝の支配層によって洗練され定着していった。北周末（580年）には「品色衣（五色衣）」の制度が定められたが、これは服飾の色彩による身分の表示というこれまでなかった機能が加わったことを意味する。
- ④隋時代…南北諸王朝の礼制・服制を総合し、新たな服制体系が作り上げられた。大業6年（610年）には、北周末の品色衣が吏から庶民・屠商・士卒までを六色で区分する服制として制度化された。重要なのは、これが中国伝統の服飾ではなく、鮮卑服（ただし、その起源は西域の服飾である可能性もある）の系統から生じた点である。
- ⑤唐時代…初唐期を通じて、従来の様々な来歴を持つ服制が、祭服・朝服・公服・公事之服（弁服と平巾幘）、及び常服という五大服制体系としてまとめられた。このうち、朝服・公服・公事之服は、西晋礼制における朝服を着用場面によって三つに分化させたものであって、本質は同じものがある。一方、「鮮卑服」等の伝統を受け継ぐ服制は、「常服」と称され、さらに機能を充実させて最も頻繁に着用される服飾体系となって、礼制・服制体系に組み込まれた。

上に整理したのは服制の編成過程であるが、②で言及した鮮卑服が、時代を経るごとに洗練されてポピュラーな服飾となり、⑤の唐代において礼制内に包摂されていく過程と同じような現象は、他の制度や文化体系、たとえば、礼制と深く結びついていた楽制においても見られる。渡辺信一郎氏は、北朝から隋唐にかけての燕楽の発展過程を論じ、「『中国の先聖王が夷狄のために制作す

るのが四夷楽である』という漢代の四夷楽の理論は、隋唐期にあつては、逆に四夷楽によって中国の楽制が支えられるという皮肉な結果をもたらした。北朝隋唐期を通じて、夷狄は、自ら伝承してきた音楽によって四夷楽を編成し、中原伝来の清商楽のみならず、天下大同の楽をふくめて、そのうちに溶解してしまったのである。」と述べる<sup>(2)</sup>。氏が論じるように、楽制においても、非中国的な要素が北朝・隋唐の制度体系の中で肥大化し、そのなかで確固たる地位を獲得していったことがわかる<sup>(3)</sup>。

さらに巨視的に言えば、以下のような見通しを立てることができるのではないかと筆者は考える。すなわち、失われつつあった秦漢以来の制度に補足を加え、当時の政治・社会に合わせて新たな制度体系を作り上げたのが魏晋王朝であったが、五胡以降、匈奴・鮮卑・テュルク・ソグド・イランなどの域外の要素がそこに取り込まれていき、北朝後期（6世紀頃）においてはこれら域外の要素が主として支配層によって洗練され、隋から初唐期にかけての時期に伝統中国的要素と域外に由来する要素が一定の基準によって再編成されていくというルートをたどっていった、と。これに関連して、川本芳昭氏は「夷狄であった五胡の中から出現した北魏が、北朝として承認され、それを受けた隋唐が中国の正統王朝となるという逆転現象、隋唐の文化、国制に見いだされる胡風に注目するとき、秦漢から魏晋に受け継がれてきた中国史の流れはここにいたって一転し、従来非正統であったものが正統になるという、極めて興味深い展開を示したといえることになるのである。…（中略）…すなわち、五胡・北朝・隋唐と古代日本は、秦漢帝国を母胎として、その冊封を受けるという形で魏晋南朝的システムの中から成長し、それを突き崩しつつ出現した、という共通した面をもっているのである。」と述べ<sup>(4)</sup>、中国内部（五胡から隋唐へ）・外部（東夷としての倭から中華としての日本へ）を問わず、秦漢的魏晋的な秩序から見れば非正統的な存在、つまり夷狄であったものが、それぞれに新たな中華を形成していくという軌跡を描くとしている。先に述べた服制や楽制の変容は、川本氏が見通す大きなトレンドの中で起こっているとも言えよう。

さて、筆者の想定する服制史のアウトラインは冒頭に掲げた①～⑤の通りであり、服制のみならず、礼制全体において、非中国的な要素が制度的変容に大きな役割を果たしたことは疑いない。しかしながら、隋唐の文化・制度の体系の複合性を論じる場合、北朝・隋唐政権にとっては“他者”でありながらも中国文明の“正統”として意識された南朝の要素にも目を向けねばならない。南朝滅亡後、隋唐の制度体系の中で南朝的な要素がどのような位置づけを与えられたのか、さらには南朝系の血統を持つ人士がどのような自意識を持ち、北朝・隋唐政権によってどのように扱われたのかという点を考察していく必要性を感じるようになった<sup>(5)</sup>。筆者が近年検討している出土文物（壁画や人物俑など）において表現された服飾などについて言えば、非中国的な要素を確認することは比較的容易であるのに対し<sup>(6)</sup>、南朝系要素を出土文物からすくい上げることは、北朝の中国的要素と南朝的要素の境界が曖昧であることも相俟って困難である。たとえば、旧南朝領内にあたる隋墓の文物として、南省湘陰県隋大業6年墓（1972年発掘調査）、合肥西郊隋墓（1973年発掘調査）、江蘇省銅山県茅村隋墓M1（1976年発掘調査）、浙江省衢州市隋墓M21（1985年以前に発掘調査）などがあるが、これらの古墓の副葬品は南朝的色彩が薄く、北朝的色彩が前面に出ているように感じられる。また、華北各地で発掘された隋時代における南朝系の人々の墓として、山東嘉祥英山1号隋墓（1976年発掘調査、墓主の徐敏行の生没年は543～584年、584年に埋葬）の壁画、咸陽蕭紹墓（2000年発掘調査、蕭紹は梁の皇族、生没560～597年、603年埋葬）があるが、これらの古墓の副葬品は北周・隋王朝系の墓葬とほとんど変わらないことが指摘される（煩雑さを避けるため、これら古墓にかかわる発掘報告等の列挙は省略する）。副葬品から南朝

的要素を見いだすのが困難であるとすれば、やはり、北朝・隋唐における南朝系の文献史料や墓誌といった文字資料に立ち返って、南朝系の人々の活動を探っていく方法が適切であるとする。

本稿の目的は、北朝・隋唐政権支配下に生きた南朝系の人々のあり方を研究するための土台を作ることである。主として対象とするのは、侯景の乱（548年勃発）から隋朝による陳朝征服（589年）にかけての動乱期において「北遷」を余儀なくされた、梁・陳王朝の皇族、南朝貴族（族門制の考え方では甲族に相当）、それ以下の階層（次門以下）に属する人々<sup>(7)</sup>、及び北朝・隋唐王朝支配下における彼らの子孫であり、その総称として「南朝系人士」を使用することとする。

## 2. 北朝・隋唐における南朝的要素、及び南朝系人士の心情

筆者なりの展望は上述のとおりであるが、北朝・隋唐における南朝系要素のあり方を探ろうとして問題意識をさらに突き詰めていくと、中国史全体において南朝史はどのように位置付くのかというより大きなテーマにも目を向けざるを得ない。中村圭爾氏は、「政治的にも文化的にも疑いなく正統でありながら、その存在の場が辺境である少数派」であった東晋南朝の性格について、「……史実としては領域としても人口としても小規模で、かつ伝統的立場からいえば周縁に存在し、しかもしだいに衰退縮小し、ついには歴史の大波にのみこまれてしまったかのような南朝が、その存在をどのように歴史に刻印したかであって、それを辺境江南の開発という歴史的事実と、辺境に再生産され続けた王朝の意識上の意味の二点に凝縮させざるをえなかったのである」とする。つまり、東晋南朝史は新興地域としての江南の重要性の増大と中国文明の正統的継承者という二つの歴史的な意味を持ち、特に後者については、南朝が血統の継承、伝統的権威、文化的優越性（礼制の整備を含む）などを基盤として正統性を主張し、「西晋までに継承されてきた漢魏文化をさらに発展させ、純粹培養しよう」としていき、「正統王朝のすがたは抽象化され、伝統文化の権威によってのみかのごとくに認識されるようになった」とする。そして、「中華世界の伝統文化の強大な力」が「南朝をしてかくも洗練され、整備された王朝としての姿態を後世に残させた」とすれば、その力は中華世界の再生にもはたらいたであろうし、南朝のそのすがたはいわば純化された中華王朝として歴史上に刻印されたといえるであろう」と結論づけ、後の中国史に残した南朝の影響を評価する<sup>(8)</sup>。

なお、南朝が標榜する正統性は、単に古代からの伝統をそのまま引き継いだものではないという見解も存する。戸川貴行氏は、天下の中心を中原、洛陽とする観念が、東晋末期から劉宋期にかけて、現実には首都のある建康を中心とする天下観に変容し、礼制もこの観念に依拠して改革されるようになったとする<sup>(9)</sup>。自らの正統性を謳いつつも建康の持つ政治地理的な周縁性を是認せざるを得なかった段階から、江南や建康そのものを天下の中心として位置づけるようになり、いわば、天下意識の土着化が進行したと考えられるが、このような天下観・文明観を持つに至った南朝人が北朝・隋唐政権に包摂されていく過程においては、北族的あるいは西方的な非中国的文化要素が礼制に包摂されていく過程とはまた違った意味での葛藤があったことは容易に想像できよう。

北朝・隋唐政権における南朝系の要素、あるいは南朝系の人々のあり方を考える上で、注目すべき論点として“唐代の南朝化”論がある。まず、これは主に中国において盛ん論じられたテーマであり、大まかに言えば、南北朝期に出現した、経済・政治・軍事・文化などの南北の差異が唐代を通じて解消されていく過程を、東晋南朝の制度の影響が強まっていく過程、つまり“南朝化”としてとらえ、南朝社会の発展のはるかな延長線上に唐宋変革が存在すると歴史観であるといえ

よう。この問題は、かつて陳寅恪氏が隋唐制度の起源について、北魏・北齊＝山東、梁・陳＝江左、西魏・北周＝関隴という3要素を論じる中で南朝的要素にも注目したことから始まるといえるが、この後、唐長孺氏は五胡以来の北方政権の発展は“特殊な道筋”であったとする一方で、唐代半ばに起こった変化は東晋南朝の継承であるとして、この現象を“唐代の南朝化傾向”と称した<sup>(10)</sup>。近年では、牟發松氏が陳・唐両氏の議論を踏まえ、礼制・法制・官制・土地制度・経済・文学・芸術・宗教などの様々な局面における北魏孝文帝期から唐後期に至るまでの“南朝化”とされる諸事象について、国家主導型・非国家主導型・総合型という3類型に分類・整理した上で、この問題を集中的に考察している<sup>(11)</sup>。こういった牟氏の“唐代の南朝化傾向”に対して他の研究者による論評や<sup>(12)</sup>、それに対する牟氏の再論もあり、このテーマは唐宋変革や中国史全般の理解に関する素材を提供しており、興味深いものである。近年の日本では、たとえば妹尾達彦氏が世界史の中の江南史の意義を論じる中で“唐代の南朝化”問題にも言及しており、“古典文化の継承”の場として、江南、ホラーサーン、コンスタンティノープルの類似性を世界史規模の大きな趨勢の中で構想する氏の理論体系の中で、“唐代の南朝化問題”の議論を組み込んでいる<sup>(13)</sup>。

先学によって論じられてきた“唐代の南朝化傾向”が存在したことを認めるとしても、北朝後半から唐代前半において、南朝的要素が表面上は目立たなくなり（あるいは、後述のように批判の対象ともなり）、伏流水のような存在となっていたことは否めないといえよう。しかし、南朝系文化を主な担い手であったと想定される南朝系人士が、いかなる境遇に置かれ、いかなる自己認識を持っており、それがどのようにして唐代後半の諸変動と連結し、“南朝化”と目される現象になったのかという問題は検討に値すると筆者は考える。

以下、南朝系人士の自意識、あるいは南朝に対する思いをいくつかの初唐期の状況を伝える文献史料を取り上げてみよう。まず、『独異志』巻上に蕭瑀についての有名なエピソードを載せて、

唐蕭瑀嘗因内宴、上曰、自知一座最貴者、先把酒。時長孫無忌、房玄齡等相顧未言、瑀引手取杯。帝問曰、卿有何說。瑀曰、臣是梁朝天子兒、隋朝皇后弟、尚書左僕射、天子親家翁。太宗撫掌、極歛而罷。

とあり、蕭瑀は、後梁明帝の子であり（梁朝天子兒）、隋煬帝の蕭皇后の子であり（隋朝皇后弟）、唐朝の尚書左僕射であり、また、自分の子鋭が太宗の娘、襄城公主に尚していること（天子親家翁）を挙げ、様々な皇室との関りを持つことを以って、自らを「貴」としているのであるが、やはり彼のプライドの根幹は蘭陵蕭氏、とりわけ梁武帝の子孫たる血統そのものであったと解釈してもよいかと思われる。また、会田大輔氏は、蕭瑀ら後梁系の蘭陵蕭氏のために曲筆した岑文本や、『帝王略論』編纂の際に南北朝をともに正統王朝とし、南朝皇帝を北朝皇帝に比して高く評価する虞世南について論じており<sup>(14)</sup>、初唐時期においても、南朝系人士の南朝諸王朝に対する思いは様々なところに噴出していたようである。

以上述べた例は、南朝国家に対する思いというべきものである。次に南朝貴族の家門そのものに対する意識を述べた史料を挙げる。『旧唐書』巻190上、文苑伝上に、後漢の袁滂以来の陳郡袁氏の家系を述べたうえで、その末尾に、

父（袁）枢、叔父憲、仕陳、皆為陳僕射。叔祖敬、中書令。及陳亡、憲冒難扶護後主。（袁）朗自以中外人物為海内冠族、雖琅邪王氏繼有台鼎、而歷朝首為佐命、鄙之不以為伍。

とある。陳の後主治世から唐の武徳年間までの官界を生き延びた袁朗の家格意識は、琅邪王氏をも「鄙」として袁氏とは同列に置かないものであった。これは、南朝一般の家格意識からするとかなり特異なものと言える。さらに、この記事に続けて、袁朗の孫、袁誼についての以下のようなエピソード

が載せられている。

朗孫誼、又虞世南外孫。神功中、為蘇州刺史。嘗因視事、司馬清河張沛通謁、沛即侍中文瓘之子、誼揖之曰、司馬何事。沛曰、此州得一長史、是隴西李亶、天下甲門。誼曰、司馬何言之失。門戶須歷代人賢、名節風教、為衣冠顧矚、始可稱拳、老夫是也。夫山東人尚於婚媾、求於祿利。作時柱石、見危授命、則曠代無人。何可說之以為門戶。沛懷慚而退。

袁誼は陳郡袁氏の家格について、山東貴族に属する清河張氏や、さらには唐の皇室にも関る隴西李氏をも自分の家門と同格に置かない尊大さを見せている。袁誼に見られる袁氏に対する高い評価は、必ずしも自画自賛ではなかったらしく、『大唐新語』卷六、拳賢（『旧唐書』及び『新唐書』文苑伝略同）に、

岑文本、太宗顧問曰、梁陳名臣、有誰可稱復有子弟堪引進否。文本对曰、頃日隋師入陳、百司奔散、莫有留者、唯袁憲独坐在後主之傍。王（世）充将受禪、群寮勸進、憲子承家託疾、独不署名。此之父子、足称忠烈。承家弟承序、清貞雅操、実継兄風。

とある。唐太宗が岑文本に対して「梁陳の名臣」の子弟、つまり本稿で言うところの南朝系人士で登用すべき者を挙げるように命じられた際に、陳末における袁憲、隋末におけるその子袁承家兩人の剛直さを評価した上で、袁承家の弟袁承序が岑文本によって推挙されたことを記すが、ここでは、遙か昔の祖先の事跡と言うよりは、南朝末から隋末にかけての父など比較的近い世代の一族の生き様が家格評価の根拠となっているといえる。袁誼の「門戶須歷代人賢、名節風教、為衣冠顧矚、始可稱拳」という自負は、まさにこのことを言っているのであろう。

ただし、旧南朝の貴族制の家格体系がそのまま温存されたわけではなく、先に見た袁氏の家格意識が示すように、侯景の乱から隋末にかけての動乱を以下に生き抜いたのか、という各家門の生き様が、唐代に入っても厳しく問われていたのではないかと想像することもできる。また、そこには、南朝系人士特有の南朝に諸王朝についての屈折した思いがあったのではないだろうか。

唐代における南朝文化の影響としてまず想起されるのは南朝文学であるが、これに関連する近年の研究を見てみると、たとえば、古川末喜氏は、初唐において編纂された正史文苑伝・文学伝に見られる史官の文学思想について、「文学史観の問題は、唐初の史官たちの文学思想を取り上げるものであるが、従来の研究には一つの大きな誤解があった。史官たちの南朝文学への評価は、従来の研究が考えてきたものとは違い、決して南朝文学全般にわたっての批判などではないのである。それはただ南朝も末期の、ある種の文学に対するきわめて限定的な批判なのである。だからむしろ全体として見た場合、南朝否定よりは、南朝肯定のほうが事実に近いであろう。」<sup>(15)</sup>と論じて初唐文学論と南朝文学の間の断絶を強調する従来の見解を批判し、初唐の史官たちは南朝文学全体を高く評価しており、南朝末期の宮体・徐庾体を部分的に批判しているのみにすぎないとした。初唐の四傑や盛唐中唐期における古文復興の主張者とは違って、初唐の知識人の間においては、南朝文学を全面的に否定する空気はなかったということであろう。

しかしながら、南朝系士人士を個人単位で見た場合にはやや様相を異にする。柳川順子氏は、その編纂物『北堂書鈔』において南朝文学を一篇も採録していない虞世南の文学思想に注目し、「……唐代初頭、太宗の勅命により、梁・陳・北齊・周・隋各王朝の前代史が陸續と編纂されたが、これらの正史を編纂した人々が、いずれも唐王朝草創期の重臣であり、その彼らがこぞって反南朝の文学論を展開しているのは示唆的である。虞世南の復古的文学思想も、この正史編纂者たちと同じく、統治階級に所属する者としての儒家的経国済民の思想を根幹に据えていただろう。そして、その南朝文学に対する否定的評価は、王朝興亡の根本的探求しようとする、歴史家として

の視点から導き出されたもののように思われる。南方出身の虞世南が、その反南朝的文學思想のラジカルさにおいて、北朝出身の知識人よりもさらに一層切実であるのは、誠にここに由来するであろう。既に述べた如く、彼は父子三代に渡って、梁・陳・隋という三つの王朝の滅亡を身をもって経験した人物であって、体験の中で獲得された哲学ほど強靱なものはないのだから。この点において、虞世南と同様な経歴を持つ姚思廉(?~637)が、この時代、真っ先に古文を以って『梁書』『陳書』を著したことは極めて興味深い。」と論じ<sup>(16)</sup>、南朝系知識人であったからこそ、その人生経験から鋭い南朝（正確には南朝末期）文學批判をなしたとしている。

以上見たように、隋から初唐にかけての南朝系士人には、南朝とその文化に対するデリケートで屈折した思いが存在したと考えられる。

### 3. 隋唐における南朝系集団のあり方をめぐる諸研究

前節では、先行研究に依拠しつつ南朝系人士の南朝に対する複雑な思いについて述べたが、筆者の関心は、こういった個々の人士の南朝観の内容と言うよりは、南朝系人士の集団が共通の帰属意識を持った集団であったのか、さらには帰属意識の内容はどのようなものであったのかという点にある。

さて、『新唐書』巻199、儒学伝下には、著名な柳芳の「氏族論」を載せるが、その一節に、

山東之人質、故尚婚媿、其信可与也。江左之人文、故尚人物、其智可与也。関中之人雄、故尚冠冕、其達可与也。代北之人武、故尚貴戚、其泰可与也。及其弊、則尚婚媿者先外族、後本宗、尚人物者進庶孽、退嫡長、尚冠冕者略伉儷、慕榮華、尚貴戚者徇勢利、亡礼教。四者俱弊、則失其所尚矣。

とある。江左、すなわち南朝系の貴族集団は、山東・関中・代北の3集団と並ぶ存在として挙げられており、唐代においても南朝系の貴族が共通性を持つ集団として認識されていたことは確かである。前節で引いた岑文本が袁承序を推挙した『大唐新語』の記事からも南朝系人士の紐帯を垣間見ることができる。岑文本の祖父、岑善方は後梁の吏部尚書に、父の岑之象は隋末に邯鄲令になっており、岑文本自身は隋末に郡秀才に挙げられ、蕭銑政権を経て唐朝に仕えていおり（『旧唐書』巻70、岑文本伝）、この点、同じ南朝系人士と言っても陳朝滅亡後に隋・唐朝に仕えた袁承序の家門とは北遷の時期が違う。それにもかかわらず、太宗の「梁陳名臣」の子弟の中から人材を推挙するように命じられ、人材を推薦するにあたって必要な知識を持っていたということは、彼が様々な経緯で北方に居住していた南朝系人士全体に目配りできるネットワークを持っていたことを示唆するものである。つまり、貞観年間においても、南朝系人士はネットワークを持つ集団として存在しており、彼らの持っていた南朝系人士の間の紐帯は、先に引いた記事にある袁氏と虞氏の姻戚関係（袁誼は虞世南の外孫にあたる）に見られるように、婚姻関係によってさらに強まっていった可能性もある。

ただし、柳芳「氏族論」が述べる南朝系人士の持つもう一つの性格についても注目すべきである。それは山東・関中・代北の3集団について「冠冕」・「婚媿」・「貴戚」といった国家や有力者との関係を示す言葉によって語っているのに対し、江左貴族については「人物を尚ぶ」とやや個人主義的な形容がなされていることである<sup>(17)</sup>。南朝系の家門が共通の性格を持つ独立した集団として認識されつつも、行動パターンが個人主義的なものであると認識されていたのではないかと想像することもできるのである。

それでは、北朝・隋唐政権下において南朝系人士がどのような性格を持つ人々であったのか、政治的な紐帯はあったのか、といった点について先行研究はどのような見解を示しているであろうか。先行研究の多くが指摘するのは、北朝・隋唐の官界における南朝系人士の立場は基本的に脆弱であり、その存在感は薄いとといった点である。たとえば、隋朝の官僚集団を網羅的に分析した山崎宏氏は、隋朝の六部尚書・禁軍衛府大將軍以上の就任者や学界の人士の出自を検討した上で、南朝系人士は隋朝中枢部にほとんど参入していないとした。氏の検討結果は、隋末の所謂「五貴」構成する裴蘊・虞世基といった南朝系人士による権力掌握のイメージと齟齬するものといえる<sup>(18)</sup>。次に、唐代における三省六部の構成を検討した布目潮風氏は、南朝貴族を「俘虜的な家柄」と考え、「南朝系のものを独立して堂々と唐朝の中の一勢力として持ち込む考えはここに訂正しておきたい」とし、南朝系集団を独立した政治的集団としては認めなかった<sup>(19)</sup>。また近年、北朝～唐前半というより長い期間にわたって政権中枢部の人的構成を、詳細な表によって提示した吉岡真氏によれば、「江左」系門閥が三省六部などにおいて占める割合は、隋朝の三省六部長官で3%、唐武徳年間の三省六部長官で9%、貞観年間の三省六部長官で2%、武周期の三省六部長官・次官、及び中書・門下判官で5%、開元年間の三省六部長官・次官、及び中書・門下判官で6%としており、閩隴系・山東系の門閥集団に比して数量の上では劣勢であることを指摘している<sup>(20)</sup>。なお、その他の集団、たとえば山東貴族についていえば、堀井裕之氏は隋・初唐時代の北齊系士人(薛道衡らの旧文林館閥を含む)は結束力の強い政治集団として存在していたとするが<sup>(21)</sup>、そういった集団に比して南朝系の集団の脆弱さが目立つのは否めない。

海外においても、南朝系集団の脆弱さを指摘する研究があり、たとえば、蘭陵蕭氏についての系統的な研究を行った閔春新氏は、唐王朝が蘭陵蕭氏を登用したのは江南の人心を掴むためであったと指摘するとともに、蘭陵蕭氏は隋朝楊氏・唐朝李氏・独孤氏・侯莫陳氏などと婚姻関係を結び、閩隴系の一部をなすようになっていたと考える<sup>(22)</sup>。これは南朝系を独立した集団としては認めない前述の布目潮風氏とほぼ同様の見解といえよう。なお、蘭陵蕭氏について西魏から唐前半という長いスパンでの活動を検討した毛漢光氏は、蘭陵蕭氏のうち、唐代において栄えたのは主として齊梁房～昭明太子の子孫～後梁系統の一門に限定され、かつ、彼らは閩中集団と婚姻を重ねて、南朝系の僑姓貴族とはかけ離れた存在形態を持っていたとする。一方、蘭陵蕭氏のその他の房支は、個人的才能や特殊な機縁で入仕したにすぎないとし、蘭陵蕭氏一門中においても房支によって権力との関係が一定ではないことを指摘している<sup>(23)</sup>。毛氏の見解は、蘭陵蕭氏のうち門閥集団して存続したのは昭明太子—後梁系統の蘭陵蕭氏のみであるとするが、氏の見解ではや南朝系人士とは言いにくい存在であった。

また、牟発松氏は、梁末における“南人北遷(江陵から長安への移動)”について、この事件が南朝の文化的優位性の終焉を意味した点、西魏・北周政権が南人の有していた文化的地位と社会的声望を入手することによって、北齊に対する正統性の主張が可能になった点などを指摘しているが、この時の“南人北遷”は個人単位の移動であり、宗族・郷里を基盤とした晋宋時代の僑姓高門が、移住先の江南王朝において有した地位や影響力はないとする<sup>(24)</sup>。牟氏の論も、西魏・北周政権においては南朝系人士が集団として成立し得なかったことを指摘するものである。

また、冉曉虹氏は、隋朝が北周以来の軍事国家的性格を文治主義に変更していく際の南人の影響を指摘する一方で、周羅暉、来護児などの南人が従来閩隴集団が壟断していた禁衛の上層部に進んだ点、煬帝期になって虞世南・庾自直・蔡允恭らが政権の中枢に入っていく点を指摘するとともに、文治政治への移行と統治階層の拡大をめざす煬帝としては南朝系人士の協力が必要で

あり、南人の果たした影響は大であるとしている<sup>(25)</sup>。ただ、政治集団として存立したか否かについては明言していないが、政治集団と言うよりは、皇帝の意向（文治）によって登用された個人としての活動という側面で理解されているようである。

以上の研究は、北朝・隋唐政権において、南朝系人士が独立した政治的集団として存立していないとするものであり、南朝系人士が政権中枢に参加したり、文化的影響が大きかったとしても、それはあくまで個々人の活動として理解すべきであるとする研究者が多い。これに関連して、初唐時代にあたる659年、高宗の詔敕によって七姓（太原王氏・滎陽鄭氏・范陽盧氏・清河及び博陵崔氏・趙郡及び隴西李氏）が互いに通婚することが禁止され、中宗神龍年間（705～707年）にも同様の婚姻禁止令が出されているが、これらは封鎖的通婚を守ることによって維持しようとして門閥の権威を、唐朝が抑制しようとしていたことを意味するとされる<sup>(26)</sup>。しかし、これら禁婚家は唐の王朝に関係する隴西李氏を除けば、全て山東貴族であり、南朝系の家門は含まれていない。このことは、旧南朝系貴族が唐朝にとって脅威であるとは見做されていなかったことを示唆するとも言えよう。

しかしながら、南朝系貴族を集団として認める見解も近年は提示されている。まず、主として三国から隋末にかけての時期における士人の南遷と北遷、及びこれらの移動によってもたらされた文化的な影響を論じた王永平氏は、隋時代における江南士人の待遇と活動について、関隴本位主義によって江南士人が冷遇されていた文帝期と江南士人が政権中枢に入っていった煬帝期を対照的に描く。また、大業年間、排他的ではあるが組織されていたわけではない“南人グループ”という“政治地域集団”の意識が芽生えた点を指摘している<sup>(27)</sup>。また、梁末時期（侯景の乱から西魏による江陵征服にかけての動乱期）に北遷した南朝系人士の北齊・北周・隋支配下におけるあり方を総合的に検討した洪衛中氏は、まず、先行研究について、“梁末北遷士人”が研究対象となる際に、庾信・顔之推のように関連資料に恵まれた個人を単位とする研究は盛んであるものの、集団としての南朝系士人が研究されていないことを批判する。つまり研究対象を、正史に伝が載るような突出した個人ではなく、南朝に出自するという共通項を持ち、またそれを意識した集団として北遷士人集団全体を意識した研究方針を打ち出し、「郷国之思」・「羈旅心態」・「史家意識」・「隱逸心理」・「宗教情結」といった各方面から集団的な心理を検討し、当時彼らが置かれていた複雑な位置づけを明らかにした。なお、洪氏の研究対象は“梁末北遷士人”であるが、彼らと陳朝滅亡後に北遷した“陳亡後北上南方士人”との比較もおこなっており、前者が隋（文帝）時代に入ると活路を見出していったのに対し、後者の待遇は劣悪であった点、後者の集団の境遇が煬帝即位後になって好転する点、南北統一時の北遷集団では境遇の相違が見られる点を指摘している<sup>(28)</sup>。このように、南朝系人士を独立した集団として認識し、その変遷を追う研究が現れてきているのが近年の研究の傾向と言えよう。ただ、両氏の研究は隋時代を下限としているので、南朝系人士がその後、唐代に至るまで集団として存立し得たのか、蘭陵蕭氏は果たして関隴系集団の付属物に過ぎなかったのか、といった問題点が残されている。

#### 4. 墓誌から見た南朝系人士の基礎的データ

以上のように、筆者の関心に近い南朝系人士を扱った研究を前節で列挙したが、多くは正史など文献史料を中心的な史料として使用している。その中で、毛漢光氏は墓誌を活用して蘭陵蕭氏の系図を再構成し、4-1で挙げるように近年墓誌を活用した研究も現れているが、筆者もまた墓誌

を活用していきたいと考えている。なぜなら、先に述べたように正史に伝が載るようなレベルの人物以外（女性を多く含む）の情報をも得ることができるため、墓誌は集団としての南朝系人士の全体像を把握するのにより適合的な研究上の素材であると考えられるからである。

#### 4-1. 墓誌を活用した南朝系人士に関する先行研究

近年の南朝系の墓誌を使用した研究として、たとえば以下のものがある。西魏北齊政権下における南朝系人士の研究が多い中で、「袁月璣墓誌」（生没508～569年、埋葬569年）を素材として、北齊の傀儡政権である蕭荘政権の分析をおこなった会田大輔氏は、検討を通じて北齊王朝が支配下の南朝系人士を包摂しえず、南朝系人士を活用した北周王朝と対照的であった点を指摘する<sup>(29)</sup>。

また、曹印双氏は南齊王朝の創始者蕭道成の子孫である蕭禕（生没656～715年、埋葬717年）の墓誌を分析し、誌文の選者が北魏皇族の末裔とおぼしき元瑩であることなどから、蘭陵蕭氏の一族は関隴集団の付属物になっていたとする<sup>(30)</sup>。しかし、蕭禕の高祖宇文（蕭）彪は、齊梁革命の年にあたる502年に、叔父にあたる蕭宝夤とともに南朝から宣武帝治世下の北魏に亡命し、その後西魏・北周政権に仕えて宇文姓を賜与された人物であり<sup>(31)</sup>、その子孫も北周や唐朝に仕えている。このような経緯を見ると、この家門は北遷当初はともかく、その後次第に北朝支配集団と融合し、6世紀後半には関隴集団の一部をなすという経緯をたどっており、同じ蘭陵蕭氏とはいっても、6世紀半ば以降に北遷した梁王朝系統の諸家門と性格を異にしているというべきである。したがって、隋唐においては南朝系の中では例外的な一派として考えるべきかと思う。

一方、周曉薇氏・王其禕氏は、「朱幹墓誌」（生没532～570年、埋葬571年）を素材として、北周において、朱昇の子である朱幹と庾信や明克讓（明山賓の子）ら南朝系の北遷人士との間の交友関係を復元し、長安においても南朝系人士間のネットワークが存在していた点を指摘する<sup>(32)</sup>。周・王氏の研究は、紐帯を持った集団としての南朝系人士の存在を確認しうるケースと考えられる。ただし、朱幹の例は梁時代における父の世代からの交友関係を北周に移植したものであり、この後の世代もこういった紐帯が維持されたか否かは、さらに検討していかねばならない。

#### 4-2. 南朝系人士の墓誌についての基本データ

このように、近年は墓誌を活用した研究が増えつつはあるが、史料群としての南朝系人士の墓誌を総合的に見通した研究はまだないようである。筆者もまた結論的な見解を述べる段階には立っていないが、現時点での関連墓誌の整理の結果のうち、いくつかを提示して今後の研究の土台としたい。

現在、周紹良等編『唐代墓誌彙編』上・下（上海古籍出版社、1991-1992年）、王思礼等編『隋唐五代墓誌匯編』1～30卷（天津古籍出版社、1992年）、周紹良主編『全唐文新編』1～22卷（吉林文史出版社、2000年）、周紹良等編『唐代墓誌彙編続集』（上海古籍出版社、2001年）、楊作龍等編『洛陽新出土墓誌積録』（北京図書館、2004年）、羅新等『新出魏晉南北朝墓誌疏証』（中華書局、2005年）、周曉薇等編『隋代墓誌銘彙考』1～6卷（線装書局、2006年）、毛遠明編『漢魏六朝碑刻校注』1～10卷（線装書局、2008年）、趙万里『漢魏南北朝墓誌集積』1～6卷（広西師範大学出版社、2008年）、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社、2008年）、賈振林主編『文化安豊』（大象出版社、2011年）、王連龍『新見北朝墓誌集積』（中国書籍出版社、2013年）、柳金福『洛陽新出唐誌研究』（新華書店、2014年）、謝光林編著『洛陽北邙古代家族墓』上・下（中州古籍出版社、2015年）などに収録された墓誌から、南朝系人士と思われる墓誌をピックアップ

して作業を行っているが、取り上げる墓誌は、墓誌の埋葬年代で言えば、北魏の東西分裂(535年)から玄宗即位(712年)までを対象とした(今後は、この前後の時期の墓誌にも検討の対象を広げたいと考えている)。さらに、墓主本人やその祖先が北遷した時期(世代)が判明する墓誌について、AからHまでの8類に区分した。

- A) 侯景の乱より前に、亡命などの理由で南朝から北朝諸政権に移った人士
- B) 侯景の乱以降、梁朝から東魏・北齊に移った人士
- C) 梁朝から後梁政権を経て隋朝に吸収された人士
- D) 後梁から隋に吸収された人士(基本的にはCと同じはずであるが、梁朝時代の事跡が明らかでないケース)
- E) 侯景の乱以降、梁朝から西魏・北周に移った人士
- F) 隋唐の人士で、その祖先が梁朝(あるいは後梁)に仕えたことはわかるが、北遷した時期(世代)が明らかでないケース
- G) 陳朝滅亡前に、何らかの理由で陳朝から北周や後梁に移った人士
- H) 陳朝から隋朝に吸収された人士

このうち、A類については、先に見た宇文(蕭)彪のように、北朝支配層に吸収されていることが多いので、独立した項目を立てはしたが、本稿では侯景の乱後に北遷した人士のみを南朝系人士として考えるので、Aの人々は主たる考察対象とはしないこととする(ただし、婚姻に関しては興味深い墓誌がいくつか存在するので、後述の4-3ではAに属する人士についても若干考察を行った)。また、E・F類の人士の中には後梁を経由した人士が含まれている可能性があるため、この区分は作業のための便宜上の区分であると考えていただきたい。また、取り上げるべき墓誌の脱漏もあろうかと思われるが、大まかな状況を知るには、とりあえず現時点で収集したデータによっても支障はないと判断した。

表1 墓誌に見る南朝系人士の北遷

凡例：①「墓主名」欄の数字は埋葬年代を示す。②斜体字は女性の墓誌。③墓誌データの個々の出典は省略した。  
④複数の墓主に共通の祖先がいる場合は、代表的人物のみを載せた。

A) 南朝→北魏

墓主名/埋葬	生 没	籍 貫	北遷時期・人物(続柄)
王氏/535	471~515	京兆・霸城	宋?→北魏・本人
司馬昇/535	494~535	河内・温	東晋→北魏・司馬楚之(祖父)
崔令姿/538	500~528	清河・武城	宋・崔喬(曾祖父)→北魏・崔靈之(祖父)
畢脩密/541	501~541	兗州・東平	宋・畢衆(祖父)→北魏・畢文慰(父)
王令媛/544	523~542	琅琊・臨沂	南齊・王琛(祖父)→北魏・王翊(父)
崔元容/544	485~544	清河・東武城	宋・崔烈(祖父)→北魏?・崔士懋(父)
宗欣/545	479~545	南陽?	宋→北魏・宗儒(祖父)
蕭正表/550	508~549	蘭陵	梁→北魏・本人
柳檜/553	507~552	河東	南齊→北魏・柳僧習(父)
宇文(蕭)彪/?	?~564	蘭陵	梁→北魏・本人(502年亡命)
崔德/565	523~552	清河・武城	宋→北魏・崔零延(曾祖父)
宇文(柳)逢恩/572	536~572	河東・解	南齊→北魏・柳僧習(祖父)(500年亡命)
步六孤須蜜多/572	552~572	呉郡・呉県	東晋→夏→北魏・陸載(高祖)
司馬喬/572	508~572	河内・温	東晋→北魏・司馬楚之(曾祖父)
羊瑋/610	564~610	汝南・汝陽	梁→北魏→東魏→北齊・羊磊(祖父)

王惠/655	553～607	琅琊・臨沂	南齊→北魏・王肅(祖父) 梁→北齊・王理(父)
王楚英/583	生没不明	太原・晋陽	東晋→北魏・王慧龍(十代祖)

## B) 梁→東魏・北齊

墓主名/埋葬	生 没	籍 貫	北遷時期・人物(続柄)
趙征興/565	504～565	天水・桑郷	梁→東魏・本人(549年亡命)
袁月璣/569	508～569	陳郡・陽夏	梁→東魏・本人(560年亡命)
蕭太/570	518～568	蘭陵	梁→北齊→北周・本人(蕭泰・蕭世怡とも称する)
徐敏行/584	543～584	東海・姑幕	梁→北齊・徐之範(父)
徐之範/584	507～584	東海・姑幕	梁→北齊・本人
蕭翹/615	542～614	徐州・蘭陵	梁→北齊→陳→隋・本人
梁表/678	?～678	東萊	梁・梁璿(曾祖父)→北齊・梁粲(祖父)
王婉/697	626～696	琅耶・臨沂	梁?→北齊・王緝(曾祖父)

## C) 梁→後梁→隋

墓主名/埋葬	生 没	籍 貫	北遷時期・人物(続柄)
柳遐/?	生没不明	河東・解	梁→後梁→北周・本人
陳詡/600	525～600	潁川・許昌	梁→後梁→陳→隋・本人
蕭場/612	573～611	蘭陵・蘭陵	梁→後梁→隋・本人
張娥英/612	549～612	范陽・方城	梁→後梁→隋・本人
蕭球/612	573～612	南蘭陵	梁→後梁→隋・蕭岑(父)
蕭繕/699	610～699	蘭陵・蘭陵	梁→後梁→隋・蕭岑(曾祖父)→唐・本人
蕭思一/699	生没不明	蘭陵・蘭陵	梁→後梁→隋・蕭岑(曾祖父)
蕭言思/699	生没不明	蘭陵・蘭陵	梁→後梁→隋・蕭岑(曾祖父)
岑平等/701	638～698	南陽・棘陽	梁→後梁・北周・岑善方(曾祖父)
蕭饒性/613	544～611	蘭陵・蘭陵	梁→後梁・蕭翼(父)→後梁→隋・本人

## D) 後梁→隋

墓主名/埋葬	生 没	籍 貫	北遷時期・人物(続柄)
蕭浜/615	594～615	蘭陵・蘭陵	後梁→隋・蕭瑾(父)
蕭汎/615	587～615	蘭陵・蘭陵	後梁→隋・蕭瑾(父)
蕭瑾/613	564～613	蘭陵・蘭陵	後梁→隋・本人
張軻/613	547～614	范陽・方城	後梁→隋・本人
張盈/613	544～601	范陽・方城	後梁→隋・本人
蕭□/639	生没不明	蘭陵	後梁→唐・蕭巖(父)
蕭勝/651	578～651	東海・蘭陵	後梁・蕭巖(父)→隋・本人
蕭媵媿/656	571～656	蘭陵	後梁→北周・蕭岑(父)
蕭令懲/658	49才で没	蘭陵	後梁・蕭瑾(祖父)→唐・蕭沢(父)
蕭慎/660	生没不明	蘭陵・蘭陵	後梁・蕭岑(祖父)→唐?・(父)
蕭瑤/681	584～633	東海・蘭陵	後梁→隋・蕭巖(父)
蕭法榮/681	599～672	蘭陵	後梁→隋・蕭瑀(父)
蕭法燈/681	631～669	蘭陵	後梁→隋・蕭瑀(父)
蕭貞/685	631～657	蘭陵	後梁・蕭瑾(祖父)→唐・蕭沢(父)
蕭守規/711	?～693	蘭陵	後梁→隋・蕭瑀(祖父)

## E) 梁→西魏・北周

墓主名/埋葬	生 没	籍 貫	北遷時期・人物(続柄)
宋胡/585	535～585	当陽・武陵	梁→西魏→北周・本人
何雄/596?	550～596	江陵・都郷	梁→西魏・本人(555年西魏へ)
孫觀/597	532～593	晋陵・曲阿	梁→西魏・祖父(553年西魏へ)
蕭紹/603	560～597	蘭陵	梁→西魏・蕭摛(祖父)
蕭妙瑜/607	530～603	南蘭陵	梁→西魏→北周→隋・本人
蔡□/643	?～638	营州・柳城	梁→西魏・蔡樽(伯曾祖父)→北周・蔡生(曾祖父)
馬寿/658	632～658	扶風	梁・馬達(高祖)→北周・馬賢(曾祖父)
魏倫/658	580～648	鉅鹿・鼓城	梁・魏栄(曾祖父)→北周・魏敷(祖父)
王氏/664	583～664	琅琊・臨沂	梁→北周・王哀(祖父)
柳鼓/664	560～626	河東・南解	梁→西魏・柳仲礼(祖父、550年西魏へ)
費胤斌/672	590～672	江夏	梁・費安寿(祖父)→北周・費清(父)
顔万石/679	602～679	琅邪	梁・顔協(曾祖父)→北周・顔之儀(祖父)
関師/694	627～694	洛陽	梁・関緯(曾祖父)→北周・関冲(祖父)
崔氏/699	626～696	清河・武城	梁・崔崇基(曾祖父)→北齊・崔志(祖父)→唐・崔深(父)

## F) 梁…→隋・唐 ※「梁」は後梁の可能性もあり

墓主名/埋葬	生 没	籍貫	北遷時期・人物(続柄)
羊本/616	553～614	番州・魯県	梁→隋・本人
柳婆婦/638	606～638	河東	梁・仲礼(曾祖父)→隋・柳瓌(祖父)
王順孫/649	595～648	京兆・霸城	梁・王峰(祖父)→隋・王璇(父)
王玄/657	599～657	琅琊・臨沂	梁・玉林(祖父)→隋・王一揆(父)
周紹業/658	614～657	汝南・安成	梁・周炆(祖父)→隋・周法尚(父)
柳□/660	生没不明	河東・解	梁・柳暉(高祖)→隋・魏顧言(曾祖父)
裴氏/664	571～649	河東	梁・?(祖父)→隋・?(父)→唐・本人
張運才/665	628～665	南陽・白水	梁・張誕(祖父)→隋・張弘(父)
王□/672	?～672	太原	梁・□林(曾祖父)→隋・□簡(祖父)
柳氏/676	598～676	河東	梁・柳徽(祖父)→隋・柳行(父)→唐・本人
蔡君長/677	582～677	陳留・濟陽	梁→隋・蔡徹(父)
何摩訶/680	629～680	東海・郷	梁・何陔(祖父)→隋・何底(父)
杜氏/681	?～666	京兆	梁・杜慶(祖父)→隋・杜寵(父)→唐・本人
王宝/684	605～684	徐州・梁県	梁・王哀(祖父)→隋・王智(父)
皇甫文房/688	622～684	安定・朝那	梁・皇甫明(曾祖父)→隋・皇甫仲延(祖)
袁氏/700	?～699	洛州・永昌	梁・袁君正(曾祖父)→隋・袁□(祖父)
王媛/700	641～699	太原	梁(後梁?)・王衡(祖父)→唐・王逸(父)
崔志/703	604～667	博陵	梁・崔泰(祖父)→隋・崔悌(父)
王文叟/706	642～706	太原	梁・王宝(曾祖父)→隋・王洪(祖父)
蕭思亮/711	645～711	蘭陵	梁・蕭翹(曾祖父)→唐・蕭季符(祖父)
蔣義忠/712	647～706	吳郡・義興	(後梁?)・蔣子英(曾祖父)→唐・蔣敦(祖父)

## G) 陳→北周(後梁)

墓主名/埋葬	生 没	籍 貫	北遷時期・人物(続柄)
吳明徹/580	504～580	兗州・秦郡	陳→北周・本人(578年北周へ)

## H) 陳→隋（・唐）

墓主名/埋葬	生 没	籍 貫	北遷時期・人物（続柄）
張静/583	生没不明	清河	陳→隋？・本人
惠雲法師/？	生没不明	河南・洛陽	陳？→隋・本人
劉紹/597	527～583	彭城・莒県	陳→隋・本人
張貴男/606	550～605	范陽・方城	陳→隋・本人
劉猛進/609	555～609	彭城	陳→隋・本人
施氏/609	551～609	京兆・長安	陳→隋・本人
徐智竦/612	536～610	兗州・高平	陳→隋・本人
陳叔榮/613	577～612	吳興・長城	陳→隋・本人
陳叔明/615	559～611	吳興・長城	陳→隋・本人
陳感意/640	生没不明	潁川？	陳・陳伯仁（祖父）→唐・陳口（父）
薛頤/646	生没不明	黃州・黃陶	陳・薛寵（父）→唐・本人
周仲隱/649	581～649	汝南・安城	陳→隋・周羅暉（父）
韓邏/654	593～653	許州・臨潁	陳・韓月（祖父）→隋・韓護（父）
沈士公/655	588～655	吳興	陳・沈彪（祖父）→隋・沈弘（父）
呂華/656	570～656	東海	陳・呂尚賓（祖父）→隋・呂方賢（父）
張識/658	587～658	清河	陳・張洽（祖父）→隋→唐・本人
袁客仁/660	577～659	陳郡・陽夏	陳・袁弘略（父）→隋→唐？・本人
徐綜/661	生没不明	高平	陳→隋・本人
何光/661	590～661	陳郡・廬江	陳・何亮（祖父）→隋・何嗣（父）
袁弘毅/664	588～662	もと陳郡	陳・袁梵（父）→隋・本人
張軌/670	610～670	清河	陳・張仲（祖父）→隋・張暁（父）
楊晟/673	？～659	洛陽	陳・楊正鬻（父）→隋・本人
袁殆仁/676	600～645	陳郡・陽夏	陳・袁崇業（父）→隋・本人
杜才/681	630～681	京兆・杜陵	陳・杜該（曾祖父）→隋・杜巖（祖父）
劉弘/683	620～683	本徐州彭城	陳・劉順（祖父）→隋・劉幹（父）
張覽/686	608～686	清河	陳→隋・張載（祖父）
蔡氏/686?	生没不明	濟陽	陳・蔡景歷（祖父）→唐・蔡悅（父）
袁希範/688	622～687	陳郡	陳→隋・袁崇業（祖父）
沈齊文/686	634～688	吳興・武康	陳・沈孝恭（曾祖父）→隋・沈弘爽（祖父）
徐澄/690	？～690	東海	陳→隋・徐法言（祖父）
孫澄/690	632～690	吳郡・富陽	陳・孫孝成（曾祖父）→隋・孫闔（祖父）
陳崇本/691	658～691	潁川・許昌	陳→隋・陳伯謀（曾祖父）
陳察/693	576～620	潁川	陳→隋・陳伯義（父）
康智/694	623～693	ソグド人	陳・康仁基（祖父）→隋・康玉（父）
王定/695	581～669	琅琊・臨沂	陳・王弘道（父）→隋・本人
袁子游/695	613～669	陳郡・陽夏	陳→隋・袁口（祖父）
王師順/697	620～697	琅琊・臨沂	陳・王允（祖父）→唐・王脩惠（父）
王氏/700	591～682	琅琊・臨沂	陳→隋・王子忠（父）
沈伯儀/700	610～692	吳興	陳・沈恭（祖父）→唐・沈弘爽（父）
姚氏/700	？～696	吳興	陳・姚道安（祖父）→隋・姚曠達（父）
吳統/700	620～659	吳郡	陳→隋→唐・吳景達（父）
褚承恩/700	657～698	河南・陽翟	陳→隋・褚貞（曾祖父）
皇甫文備/704	632～704	安定	陳・皇甫韜光（曾祖父）→隋？・皇甫遠（祖父）

李思貞/705	642～704	平原・高唐	陳→後梁→北周？・李（華）績（曾祖父）→唐・李孝珍（祖父）
陳師/705	624～705	潁川・許昌	陳・陳尚（祖父）→隋？唐？・陳宗（父）
呉本立/706	?～706	濮陽	陳・呉敏（曾祖父）→隋・呉季（祖父）
蔡行基/708	生没不明	陳留・濟陽	陳・蔡疑（祖父）→唐・蔡居師（父）
陸元感/711	633～707	呉郡・呉県	陳→隋→唐・陸士季（祖父）
沈氏/711	625～710	呉興	陳→唐・沈繕（祖父）

これらの表から、全体的な傾向として以下のことが言えるかと思う。まず、本稿で扱う墓葬年代の範囲（535年～712年）でも、Aに属する北遷の例は相当数見られるが、Aは先述のように本稿で対象とはしない。Bに属する北齊経由のケースは少ない。Fの場合は記述が曖昧であるが、大多数が本来C・E（あるいはH）に属する者であったと推測される。このように考えると、北遷人士の主体は、C・D・Eの梁末陳初（侯景の乱・江陵陥落など）に北遷したグループ、及びHの陳滅亡時の北遷したグループの二大集団であったことがわかる。

#### 4-3. 南朝系人士の墓誌に見える婚姻データ

次に現在収集している南朝系人士の墓誌の中から、婚姻関係を示す情報をとりあげ、表2に示した。これは、南朝系人士が南朝に起源を持つ家系同士の紐帯を維持しているか、つまり南朝系の家門であることをアイデンティティとしているか否かをはかる指標となりうるのではないかと想定したためである。常識的に考えて、時間を経るごとにアイデンティティが希薄になるであろうと考え、以下のように墓葬年代によって、さらに五つに時期区分してみた。表中では、婚姻の相手が、その父祖の経歴などから明らかに南朝系の家門であることが判明する人物の場合は○印を付し、籍貫などから見て南朝系である可能性が高い人物は△印を付した。

- I) 535～580年（東魏・北齊、西魏・北周時期）
- J) 581～617年（隋朝時期）
- K) 618～649年（唐太祖・太宗治世）
- L) 650～683年（唐・高宗治世）
- M) 684～712年（唐中宗～周朝～睿宗治世）

表2 南朝系人士の墓誌に見る婚姻関係

凡例：①「墓主名」欄の数字は埋葬年代を示す。②墓誌データの個々の出典は省略した。③○印は南朝系の家門であることが判明する人物。④△印は、籍貫などから考えて南朝系である可能性が高い人物。

##### I) 535～580年（東魏・北齊、西魏・北周）

墓主/埋葬	夫	妻	墓主/埋葬	夫	妻
王氏/535	趙某（天水）	○王氏（京兆）	崔元容/544	△彭城劉氏	○羊仲猗（太山）
王氏/535	趙仲懿（琅琊）	△柳氏（河東）	崔元容/544	頓丘李氏	○羊繁猗（太山）
王氏/535	趙季弼（琅琊）	元氏（河南）	崔元容/544	鉅鹿魏氏	○羊繁瑤（太山）
王氏/535	○柳師義（河東）	王氏長女（天水）	宗欣/545	○宗儒（南陽？）	馮氏（昌黎）
王氏/535	○李燮（隴西）	王氏次女（天水）	宗欣/545	○宗欣（南陽？）	△同郡の韓氏
王氏/535	△裴英起（河東）	王氏三女（天水）	柳檜/553	○柳檜（河東）	○裴媚（河東）
王氏/535	○柳遠（河東）	王氏四女（天水）	袁月璣/569	○蔡彦深（濟陽）	○袁月璣（陳郡）
王氏/535	△夏侯肫（譙国）	王氏五女（天水）	袁月璣/569	○王琳（会稽）	○袁月璣の娘（濟陽）
王令媛/544	○王翊（琅邪）	元澄の娘（拓跋）	司馬裔/572	○司馬裔（河内）	襄城公主（拓跋）
王令媛/544	元湛（拓跋）	○王令媛（琅邪）	宇文(柳)逢恩/572	○柳逢恩（河東）	隴西辛氏
崔元容/544	○羊深（太山）	○崔元容（清河）			

J) 581～617年（隋朝）

墓主/埋葬	夫	妻
王楚英/583	封子繪（勃海）	○王楚英（太原）
王楚英/583	李桃杖（隴西）	封宝首（勃海）
王楚英/583	斛律須達	封宝華（勃海）
王楚英/583	婁定遠（代郡）	封宝豔（勃海）
王楚英/583	崔張倉（清河）	封宝麗（勃海）
徐敏行/584	○徐敏行（東海）	陽氏（北平）
徐之範/584	○徐之範（東海）	△蕭氏（蘭陵）
徐之範/584	○徐之範（東海）	馬氏（扶風）
孫觀/597	○孫觀（晋陵）	○太原王氏？

墓主/埋葬	夫	妻
陳詡/600	○陳詡（潁川）	△琅邪諸葛氏
陳詡/600	○陳叔爽（潁川）	△太原王氏
陳詡/600	○陳子暢（潁川）	滎陽吳氏
陳詡/600	○陳孝遠（潁川）	故章施氏
陳詡/600	○郭元預（？）	○陳礼閨
張貴男/606	○張貴男（范陽）	○蔡氏（陳留？）
蕭妙瑜/607	楊敷（弘農）	○蕭妙瑜（蘭陵）
張娥英/613	○梁始興王（蘭陵）	○張娥英（范陽）

K) 618～649年（唐太祖・太宗）

墓主/埋葬	夫	妻
周仲隱/649	○周仲隱（汝南）	○翠氏（南朝系）

L) 650～683年（唐・高宗）

墓主/埋葬	夫	妻
王順孫/651	○王順孫（京兆）	韋氏（京兆）
王礼/655	○王礼（琅邪）	張氏（南陽）
王惠/655	○王惠（琅邪）	鄭氏（滎陽）
蕭媼媼/656	△柳某（河東？）	○蕭媼媼（蘭陵）
呂華/656	李某（隴西）	○呂華（東海）
張識/658	○張識（清河）	○徐氏（彭城）
柳□/660	△蕭某（蘭陵？）	○柳□（河東）
袁客仁/660	○蕭某（蘭陵）	○袁客仁（陳郡）
王氏/664	張楚賢（清河）	○王氏（琅邪）
袁弘毅/664	○袁弘毅/（もと陳郡）	韋氏（京兆）

墓主/埋葬	夫	妻
柳鼓/664	○柳鼓（河東）	○裴氏（河東）
王君/664	○王君（琅邪）	杜氏（京兆）
張運才/665	○張運才（南陽）	范氏（太原）
王□/672	○王□（太原）	楊氏（弘農）
王韋/672	○王韋（太原）	狄氏（略陽）
楊晟/673	○楊晟（弘農）	李氏（隴西）
范褒/676	○范褒（会稽）	○柳氏（河東）
袁殆仁/676	○袁殆仁（陳郡）	○楊氏（弘農）
蕭瑤/681	○蕭瑤（蘭陵）	○杜氏（京兆）

M) 684～712年（唐中宗～周朝～睿宗）

墓主/埋葬	夫	妻
孫通/684	○孫通（呉郡）	韓氏（河南）
皇甫鏡幾/684	○皇甫鏡幾（安定）	△王氏（琅邪）
張覽/686	○張覽（清河）	○蔡氏（濟陽）
皇甫文房/688	○皇甫文房（安定）	△裴氏（河東）
陳察/693	○陳察（潁川）	△柳氏（河東）
康智/694	○康智（ソグド人）	支氏（小月氏）
袁子游/695	○袁子游（陳郡）	△朱氏（呉郡）
王婉/697	韋某（京兆？）	○王婉（琅邪）
王師順/697	王師順/（琅邪）	○袁氏（陳郡）
王師協/697	○王師協（琅邪）	○蕭貞（蘭陵）
蕭繕/699	○蕭繕（蘭陵）	△裴氏（河東）

墓主/埋葬	夫	妻
蕭繕/699	○蕭繕（蘭陵）	△劉氏（彭城）
王氏/699	許樞（高陽）	○王氏（琅邪）
崔氏/699	陸乾迴（河南）	○崔氏（清河）
王氏/700	○褚朗（河南）	○王氏（琅邪）
沈浩禕/700	○沈浩禕（呉興）	○姚氏（呉興）
沈伯儀/700	○沈伯儀（呉興）	○姚氏（呉興）
岑平等/701	△劉広宗（江陵？）	○岑平等（南陽）
王義/702	○王義（太原）	△朱氏（会稽）
蕭思亮/711	○蕭思亮（蘭陵）	熊氏（譙郡）
蕭守規/711	○蕭守規（蘭陵）	△柳氏（河東）
蔣義忠/712	○蔣義忠（呉郡）	李氏（勃海）

このうち、Iの「王氏墓誌」（生没471～515年、埋葬535年）は、東西分裂前の北魏における婚姻の事例を見ると、次子仲懿は河東柳氏（祖父柳緝は宋の龍驤將軍・義陽内史）を娶り、少子

季弼は河南元氏（北魏皇族）を娶り、長女は河東柳師義（父は宋の柳緝）に嫁ぎ、次女は隴西李燧（祖李衍和は宋の建威將軍・東萊晋寿安陸三郡太守）に嫁ぎ<sup>(33)</sup>、三女は河東裴英起（祖父裴彦先は、宋から北魏に帰順）に嫁ぎ<sup>(34)</sup>、四女は河東柳遠（祖父邕明は宋の通直散騎常侍・南陽太守）に嫁ぎ、五女は譙国夏侯肱（南朝系か）に嫁いでいる。これらの婚姻がなされたのは、王氏の年齢から推測して6世紀前半（王氏の死後の婚姻事例もあるであろう）と考えられるが、河東柳氏をはじめ、南朝から北魏に亡命・帰順した南朝系家門との婚姻が目立って多い。

また、同じくIの「崔元容墓誌」（生没485～544年、埋葬544年）の墓主は、祖父崔烈が宋の冠軍將軍・青冀二州刺史であり、その後北魏に帰順した家門のようであるが、その夫羊深の父、羊祉は『魏書』巻89、羊祉伝によれば、その父羊規之は宋の任城県令であったが、太武帝の南征時（450）に北魏に帰順しており、北魏に帰順した家門同士の婚姻であったことがわかる。また、二人の間の生まれた長女羊仲猗は彭城劉氏に嫁ぎ、次女羊繁猗は頓丘李氏に嫁ぎ、三女羊繁瑤は鉅鹿魏氏に嫁いでいる。彭城劉氏は南朝系の家門の可能性が高いが、後の二つの家門は北朝系と思われる。なお、羊祉には自身の墓誌（生没458～516年、埋葬516年）があり、これを分析した東賢司氏は、羊氏は各世代において清河崔氏と婚姻関係を持っている他、滎陽鄭氏・安定皇甫氏・天水趙氏とも幅広く婚姻関係を持っていることを指摘する<sup>(35)</sup>。こうしてみると、羊深と崔元容は南朝系であるものの、羊氏全体としては北朝貴族の家門との婚姻が選好されているようである。また、同じくIの「王令媛墓誌」（生没523～542、埋葬544年）を見ると、北魏の広陽王妃となった王令媛の父王翊も元氏（任城王澄の娘）と婚姻しており、琅邪王氏の家門が、北遷後北魏皇室とのつながりを強めているケースもある。

先に述べたように、侯景の乱以前の南朝系人士の結合力は弱く、むしろ北魏支配層の中に取り込まれていったのではないかとの見通しを立てたが、「王氏墓誌」は6世紀前半については必ずしもそのようにはいえず、積極的に南朝系の家門同士が婚姻を行っている例も確認できた。ただし、他の墓誌の例からわかるように、北魏皇室や北朝貴族との婚姻も盛んに行われているのが趨勢であり、北朝支配下において亡命南朝貴族が婚姻によって結束を固めたと言うほどの状況ではないであろう<sup>(36)</sup>。

さて、その後、北魏の東西分裂後、特に侯景の乱後に北遷した人士の婚姻については、表2を概観すると、父祖の官歴が記されていない場合など、確実に南朝系の家門であるとは断定できないケースもあるが、南朝系の家門が婚姻によって結びついた事例は、隋時代はもちろん、初唐期に至ってもかなり多いことがわかる。南朝系の貴族の家門が関隴系や山東系ほど多くはないだけに、南朝に出自を持つ家門同士が意識して婚姻関係を取り結んでいた可能性はかなり高いといえる。先述のように南朝系集団の脆弱さを論じる研究が多いが、必ずしもそのようには言えない可能性も出てくる。もとより婚姻のみから政治的集団の存在を論じることはできないであろうが、南朝滅亡からかなり時間を経た7世紀後半以降になっても南朝系同士のつながりが存在したことの意味をを探っていくことは無意ではないであろう。なお、本稿では考察の対象外としたが、玄宗即位後の墓誌についても、検討していきたいと考えている。玄宗期以降も、婚姻を通じた南朝系家門の紐帯が存在していたとすれば、それは南朝系的メンタリティの存続の長さを意味し、この議論と“唐代の南朝化”論との接点が生まれる可能性もあろう。

## 5. 隋唐時期における南朝系人士の活動と彼らに対する待遇に関する初歩的検討

前節では、北遷した世代や時期の問題、及び南朝系人士同士の婚姻関係について、簡単な見通しを述べたが、本節では墓誌からうかがえる南朝系人士のあり方を考える上での手がかりになりそう事項について、いくつか例を挙げて初歩的な検討を加える。

さて、南朝系人士の待遇について隋時代、特に煬帝治世が転換期になることを先行研究も紹介しつつ言及したが、ここでは墓誌に見える煬帝治世の南朝系人士に対する制度的な官職任命について考えてみたい。唐代の墓誌を見ると、たとえば、①「蔡君長墓誌」（生没582～677年、埋葬677年）に、墓主蔡君長とその祖先の事績について、

高祖興宗、宋侍中、右僕射、儀同三司、翼翼謀猷、坐鎮雅俗。曾祖曠、齊太尉録事公、与存与亡、社稷之衛。祖該、齊秘書郎、太子舍人、尚書郎、含香秘閣、蔚為時宗。父徹、梁黃門侍郎、隋相州城安県令。齊礼鳴弦、属城之冠。公即城安君之元子也。…(中略)…及長能統理、妙善史書、略解兵符、尤明劍術。隋後主以公良家著統、時望所帰、遂授□車騎、乃転驃騎。

とあり、②「王定墓誌」（生没581～669年、埋葬695年）に、墓主王定とその祖先の事績について、曾祖超之、梁通直散騎常侍、建安郡守。祖璨、陳通直散騎侍郎、給事中。父弘道、陳巴山王府田曹參軍、或杞梓琳瑯、総万機而展效、或移風化俗、縉千里而宣規。侍東閣而伝声、入平台而播美。公神姿天縦、人傑地靈、誉標懷橘之年、声超悟李之歳。隋大業中、以梁陳衣冠子弟、授謁者台奉信員外郎、隋大業中、以梁陳衣冠子弟、授謁者台奉信員外郎。

とある。①と②は、墓主はいずれも祖先がに梁朝・陳朝等に仕えた南朝系人士であるが、①は煬帝治世初期に車騎府・驃騎府の官吏となったことを記していると思われ<sup>(37)</sup>、②は隋の煬帝治世に謁者台の奉信員外郎に任じられたとされる。『隋書』巻28、百官志下に煬帝期の謁者台の属官について、

尋又置散騎郎、従五品、二十人。承議郎、正六品、通直郎、従六品、各三十人。宣徳郎、正七品、宣義郎、従七品、各四十人、徵事郎、正八品、将仕郎、従八品、常従郎、正九品、奉信郎、従九品、各五十人、是為正員。並得禄当品。又各有散員郎、無員無禄。尋改常従為登仕、奉信為散従。

とあり、煬帝が新設した謁者台の散騎郎以下の一連の属官中に、従九品に位置する奉信郎という官があり、また、「無員無禄」の散員の奉信郎があるとされる。これは②の「王定墓誌」に言う奉信員外郎を指していると考えられる。また、百官志はこの官がやや後に散従員外郎と改称されたことを記すが（散従正員郎・散従員外郎は、『旧唐書』などにいくつかの例が散見する）、③「陳師墓誌」（生没624～705年、埋葬705年）に、その例が見られる。誌文は墓主陳師とその祖先の事績について、

曾祖横、良玉比徳、珪璋君子、博考書史、梁辟為秘書郎。祖尚、瑰琦孕性、温恭在身、明経無深、術数不測、陳辟起家著作佐郎。父宗、学擅九師、道窮七翼、衣冠子謁者従員外郎。

と述べ、曾祖父が秘書郎、祖父が著作佐郎というエリートコースの起家官に任じられていることをうけて、陳宗が「衣冠子」と認められ、隋煬帝期に散従員外郎（誌文では「散」の字が欠落したか）に任じられたと見られる。これは②の王定が奉信員外郎に任ぜられた事例と同じ枠組みで理解してよいであろう。これらの例から、南朝系の貴族の血を引く若者は、煬帝期においては、「良家著統」・「梁陳衣冠子弟」・「衣冠子」と認識され、その家格ゆえに、末端ではあるが地方軍府や

謁者台の官吏として任官する道筋が何らかの制度的措置によって開かれていたことを想定せしめる。これは煬帝期に南朝系人士への待遇が好転するとした洪衛中氏の見解とも一致するものである<sup>(38)</sup>。なお、④「袁弘毅墓誌」（生没588～662年、埋葬664年）に、墓主袁弘毅とその祖先の事績について、

曾祖昴、梁侍中、吏部尚書、左僕射、司空穆正公。祖君方、梁蜀郡太守、右尚書。父梵、陳黃門侍郎、行丹陽尹、並飛英四海、功蓋一時、邈千載以孤騫、振九牧而高視。年始弱冠、隋積褐任散從員外郎、唐朝任荊州公安県丞、台州録事參軍。

と記す。ここには①～③に見られるような「良家著統」・「梁陳衣冠子弟」・「衣冠子」といった表現は見られないが、曾祖袁昴以下の経歴を見れば、袁弘毅がそのカテゴリーに入る人物であることは明白である。袁弘毅もまた、煬帝期においてその家格ゆえに末端とはいえ官吏身分を得たと考えることができよう。煬帝期の官制改革を検討した内田昌功氏によれば、大業の新官制の背景として「西魏・北周的体質を脱しようとする姿勢」があり、それは南朝系官人の登用としても現れたとするが<sup>(39)</sup>、上に見た諸事例は、煬帝期において南朝系貴族にも任官のための最低限の制度的な枠組みが作られたことを意味するのではないだろうか。北齊系人士の動向を追った稲住哲朗氏は、北周末から隋文帝期にかけて北齊出身者の登用が増加傾向にあったとするが<sup>(40)</sup>、これに対して南朝系人士の本格的な登用は、煬帝期にずれ込むと想定される。その際、新設の謁者台には前述のように散騎郎以下多くのポストが設けられており、また、従来から存在する秘書省においても、煬帝治世になって儒林郎（正七品、10名）・文林郎（従八品、20名）・校書郎（正九品、50名）・楷書郎（従九品、20名）と多くのポストが増設されたので、この両官署の下級ポストが新規任用者の受け皿になっており、家格によって登用された南朝系人士もこういったコースをたどったと推測される。

なお、隋時代に作成された南朝系人士の墓誌は、開皇・仁寿年間のものとは比較的少なく、大業年間、特に大業6年（610年）以降、洛陽周辺（特に邙山地区）に埋葬されたことを記す墓誌が増加している。610年前後は煬帝による東都洛陽（604年に東京及び周辺の塹壕・関防の建設、606年東京完成、609年に東都と改称）を中心とした全国的な物流施設（大運河、及び洛陽とその周辺の倉庫など）の建設事業がほぼ終了した時期にあたる。南朝系人士はこの時期かその少し前に東都洛陽に移住し、同時に仕官の道も次第に開けていったのではないかと想定される。

次に、南朝系士人の持つアイデンティティについて、梁末以降になされた“籍貫の移動”という観点から、いくつかの墓誌を例にとって見てみる。籍貫（本貫）は貴族のアイデンティティに直結するものだけに、これをどのように表記するかは、当該人物が自らの家門をどのような歴史的文脈の中で把握しているかについての重要な指標となるからである。まず、基本となる事実として、数ある南朝系人士の墓誌を概観すると、自分たちは長安や洛陽など北方諸地域に居住し、その近隣に埋葬されており、そこに籍貫を移動させている可能性があるにもかかわらず、その家門が南朝時代に称していた籍貫をそのまま墓誌に記している例が圧倒的に多いことを確認しておく<sup>(41)</sup>。つまり、南朝系人士の墓誌では、すでに架空となっている籍貫を記して南朝貴族の家門であることを示す例が一般的であり、以下に論じるような籍貫移動を記すケースの方が、むしろ少数派に属すると言える。このことを念頭に置いて、若干の検討をおこなう。まず、以下に籍貫移動を記す墓誌の例を挙げる（生没や埋葬年などの墓誌情報とともに、判明していれば、4-2に掲げた表1の分類を附した）。

最初に気がつくことは、本来の首都である長安への籍貫移動を示す例は、南朝系人士の墓誌に

はあまり見当たらない点である。たとえば、⑤「孫觀墓誌」(B類・生没532～593年、埋葬597年)に、

孫氏諱觀、字元照、南徐州晉陵郡曲阿縣高陵鄉邑下里人也。晉司馬之苗、孫權之後。其祖魏前二年從梁秦王建義歸朝、因居京兆、屬長安縣淳化鄉雅正里、非家非國。

とあり、⑥「李思貞墓誌」(H類・生没642～704年、埋葬705年)に、

公諱思貞、字惟潔、平原高堂人也。因官而徙、遂家於京兆之万年縣。本姓華、犯周廟諱、改為李氏焉。…(中略)…曾祖績、陳安成太守、持節東衡州刺史、後梁鎮東將軍、開府儀同三司、荔浦縣開國公。祖孝珍、皇朝國子司業。

とある程度である。一方、洛陽への籍貫移動を記す墓誌はかなり多く、たとえば、⑦「楊晟墓誌」(H類・生没?～659年、埋葬673年)に、

君諱晟、字世雄、其先弘農華陰人。七代祖禎、徙居洛陽、今為隰人焉。祖超陳鄱陽府長史、帝子西園、馭燕台之上席。天人南館、挹楚醴於中罇。父正鬻、陳太子洗馬。鶴鑰初開、弼前星景耀。龍樓肅侍、延少海之恩波。…(中略)…公…(中略)…隋末積褐建節尉。…(中略)…武德二年、召充齊王府直司。

とあり、⑧「范褒墓誌」(妻柳氏はF類・范褒/生没598～669年、妻河東柳氏/生没598～676年、夫婦合葬は676年)に、

君諱褒、字彥褒、會稽人也。因官遷播、今為河南郡人焉。…(中略)…祖弘、隋涿郡薊縣丞。磨礪製錦之刃。父懷荊州枝江縣令。化移晨□、恩洽霄渙、遠靜灌□之風、迴成江陵之火。…(中略)…夫人河東柳氏、梁并州司馬徽之孫、隋汴州錄事參軍行之女。

とあり、⑨「王宝墓誌」(F類・生没622～677年、埋葬677年)に、

君諱宝、字行敏。琅琊臨沂人、因宦洛陽、今為洛陽人。祖隋任汴州浚儀縣令。

とあり、⑩「蕭洛賓墓誌」(生没665～688年、埋葬688年)に、

君諱洛賓、字閱書、本蘭陵人也。…(中略)…乃祖因宦徙宅神京、秀逐芝蘭、辛隨薑桂、門閥之盛、光映朝列。高祖造、刑禮部二部尚書、太子太保、上柱國、梁郡開國公、道光喉舌、声重納言、制九品而定周行、演三秩而光齊職。

とあり、⑪「吳統墓誌」(H類・生没620～659年、埋葬700年)に、

君諱統、字光紹、其先濮陽人也。祖考從宦京洛、今復為洛州合宮縣人也。曾祖孝直、陳散騎常侍、太舟卿。大父敏恭、陳晉安王刑獄參軍、湘鄉、澧陵二縣令。王考景達、隋尚藥奉御、唐秦王祭酒、中散大夫、尚藥奉御、永安縣開國男。

とあるなど、かなり例がある。

一方、正史から南朝系人士の籍貫移動の例をピックアップすると、姚思廉について「陳亡、察自吳興遷京兆、遂為万年人。」(『新唐書』卷102、姚思廉伝)とあり、蕭德言について「本蘭陵人、陳亡、徙閩中。」(『旧唐書』卷189上、儒学伝上、蕭德言)とあり、殷開山について「世居江南。祖不害、仕陳為司農卿。陳亡、徙京兆、為鄴人。」(『新唐書』卷90、殷開山伝)とあり、王方慶について「雍州咸陽人也。周少司空石泉公褒之曾孫也。其先自琅邪南度、居於丹陽、為江左冠族。褒北徙入閩、始家咸陽焉。」(『旧唐書』卷89、王方慶伝)とあり、孔紹安について「越州山陰人、陳吏部尚書奐之子。少與兄紹新、俱以文詞知名。十三、陳亡入隋、徙居京兆鄴縣。」(『旧唐書』卷190上、文苑伝上 孔紹安)とあるように、長安(長安縣・万年縣)やその周辺への籍貫移動を記す例が相当数あるが、洛陽への移動については、徐文遠について、「洛州偃師人、陳司空孝嗣玄孫、其先自東海徙家焉。父徹、梁秘書郎、尚元帝女安昌公主而生文遠。屬江陵陷、被虜于長安、

家貧無以自給。」(『旧唐書』卷189上、儒学伝上、徐文遠)とある程度である。文献史料・墓誌双方によって検討を加えた毛漢光氏によれば、唐代士人全体としては洛陽(河南府)への籍貫移動が長安等よりも多いので<sup>(42)</sup>、正史における長安への移動の多さの例は偶然であり、この齟齬には深い意味はないかもしれない。

次に注目すべきは、正史においては江陵陥落(梁元帝政権の滅亡)や陳の滅亡によって、(おそらくは籍貫移動を伴う)移住がなされたことを明記するのに対し、墓誌の方では籍貫移動の記述に関しては、赤裸々な表現を避けている点である。上に挙げた⑤～⑪の墓誌うち、⑤と⑦以外は全て「官(宦)に因りて」と長安や洛陽など北方に籍貫を移動させたといった類いの表現(以下、これを“因官北遷”と称する)をおこなって、具体的な北遷の事情を記さない。まず、⑩「蕭洛賓墓誌」は北遷士人のなかでも最大勢力である蘭陵蕭氏に属する人物の墓誌であるが、祖先の経歴について、先に引いた誌文に高祖蕭造の後に続けて、曾祖父蕭鳳、祖父蕭仁表、父蕭楨がいずれも唐の官人であったことを記すが、蕭造より前の祖先の事績が記されず、ただ「祖は宦に因りて神京(神都、すなわち洛陽)に徙宅」したと記されているのみである。正史から高祖の蕭造の足跡を追うと、『隋書』卷65、周法尚伝中の隋の大業元(605)年の記事に黔安太守蕭造が見え、『旧唐書』卷1、高祖本紀に、隋の恭帝義寧元(617)年、馮翊太守蕭造が李淵に投降し、その後、唐の刑部尚書となっている記事が見えるので、同姓同名の別人でなければ、この人物は煬帝期から初唐期に活動した人物であると考えることができる。張衛宏氏は、梁の鄱陽王恢(武帝の弟)―宜豊侯脩(循とも表記)―蕭造という系図を想定しているが<sup>(44)</sup>、蕭造の父とされる蕭脩は552年に一旦西魏に降った後、宇文泰の許可を得て西魏を離れて江陵の元帝政権に参加し、陳霸先に対抗しようとした矢先の555年に吐血して死去している(『南史』卷52、梁宗室伝下)。その子蕭造はこの時点では梁朝にいたであろうから、その後、どの時点で“因官北遷”をおこなったのかは明らかでない。⑧「范褒墓誌」では祖先の南朝における官歴は記さないが、もとの籍貫が会稽人であることや、范褒の妻柳氏が梁王朝の并州司馬であった柳徽なる人物の孫であり、これを隋末～南朝系の家門同士での婚姻と考えることができるので、范褒の家門も南朝系と考えてよいであろう。范褒の祖父范弘が隋の荊州枝江県令、父范懐が隋の涿郡薊県丞となっていることから、范弘の時に陳から隋に移ったものと推定されるが、籍貫移動については「官の遷播に因りて、今は河南郡人たり」としか記さず、ぼかされている。一方、⑪「呉統墓誌」の誌文は、典型的な陳末の北遷の例と考えられる。もと濮陽に籍貫を置いておいたが、祖考が「京洛に宦たるに従い、(いずれかの時点で)洛州合宮県に籍貫を移したことを記す。実際には曾祖父呉孝直、祖父呉敏恭がいずれも陳に仕え、父呉景達は隋・唐に仕えているので、呉景達は陳滅亡後に北遷し、おそらくは大業年間に合宮県に移住し、籍貫も移したものと考えられる。

⑥「李思貞墓誌」では、やや特殊なルートで隋時代に至った例が見られる。李思貞の家門(もとは華氏)の籍貫は、もともと平原郡・高堂(高唐か)県にあったが、「官に因りて」京兆万年県に移動し、北周時代に華氏から李氏に姓を改めたという。しかし、その曾祖父華績が陳から何らかの理由で後梁に亡命した官人であったことが誌文から推測され、華績は北周成立後のいずれかの時点で“因官北遷”をおこなって長安に移住し、そこに籍貫を移し、改姓したのであろうが、その子李孝珍が唐朝で仕官するまでの経緯は明記されていない。

上に記した例よりも具体的事実がさらに明確でない墓誌として、⑨「王宝墓誌」がある。南朝貴族の代表とも言える琅邪王氏に属し、南朝系家門であることをにおわせるが、祖父(諱は不明)が隋に仕えていることを記すのみで、南朝におけるそれ以前の祖先の活動を記さず、「洛陽に宦た

る因りて、今は洛陽人と為る」と記すものの、「因官北遷」がいつ起こったのかについては明言しない。⑦「楊晟墓誌」は、「因官北遷」を記さない例であるが、他の例に比してさらに荒唐無稽な記述が見える。もともと弘農郡華陰県に籍貫を置いていた楊晟の七代祖である楊禎が洛陽に移住し、(その後いずれかの時点で)籍貫も洛陽に移したことを記すが、祖父楊超、父楊正巒とともに陳朝に仕えているので、「七代祖禎、徙居洛陽」という記述に信憑性があるとは思えず、実際には陳朝滅亡後、隋の大業年間に洛陽への移住と籍貫移動がなされたのであろう<sup>(43)</sup>。

このように、実際に任官しているか否かにかかわらず、紋切り型の「因官北遷」を記すのみで、北遷をめぐる具体的事実をぼかした例が多く、これが北遷に言及する場合の南朝系人士の基本的なスタンスであったようであるが、例外的なものも存在する。⑤の「孫觀墓誌」では、孫觀の祖父が、553年に西魏の尉遲迥が成都を攻めた際に、梁軍を率いて成都を守備していた上司の秦王(益州刺史・永豊侯蕭撝を指す)とともに西魏に降伏した事がはっきりと記されている<sup>(45)</sup>。その一方で、京兆府・長安県に籍貫を移したことを「非家非国」とネガティブに表現していること、誌文の冒頭に「大隋梁武陵王記室參軍之墓誌」と記して、二つの国号を併記し、本来は非正統政権として扱われるべき武陵王政権が授与した爵位(秦王)を記していること、誌蓋にただ「大隋開皇十七年歲次丁巳八月甲寅十六日庚子」とのみ記して官爵や姓を記さないこと、成都陥落後、西魏・北周・隋に仕官したことを記さず(おそらくは無官)、それにもかかわらず邛州という西南辺境(誌文では「異壤」と表現で客死していること等を考え合わせると、墓誌に記せない尋常ならざる背景が存在していたことを想定せしめるとともに、この墓誌には武陵王政権や蕭撝、ひいては梁王朝に対する愛惜の念と長安政権に対する屈折した思いが込められているといえよう。この点、先に挙げた墓誌とは相違する内容を持っている。

また、籍貫移動を記した例ではないが、「孫觀墓誌」とは違う色彩の記述を持つ墓誌として「陳察・柳氏墓誌」(范褒は生没598～669年、妻河東柳氏は生没594～678年、夫婦合葬は693年)の中の、陳察の父、陳朝の江夏郡王であった伯義についての記述を見ると、

父伯義、江夏郡王、宣惠將軍、東揚州刺史、入為侍中、忠武將軍、在隋授蘭州刺史。綠車西上、凌夏汭以開藩、青蓋北徂、望洛陽而稅軫。陳兒羈旅、猶承繼燭之歎、箕子俘囚、復列朝鮮之寵。とある。『陳書』卷28、江夏王伯義伝によると、陳伯義は陳滅亡後、瓜州に移される途上で死去している。同書卷28、鄱陽王伯山伝に附せられた長子君範の伝に、「是時宗室王侯在都者百餘人…(中略)…及六軍敗績、相率出降、因從後主入關。至長安、隋文帝竝配于隴右及河西諸州、各給田業以處之。」とあり、陳朝滅亡後、隋の文帝は陳朝皇族を隴右・河西への移住させる政策をとったことがわかるが、同書卷28、長沙王叔堅伝にはこの時西辺諸州に移住させられた陳叔堅(叔賢と改名)は瓜州で酒を売り、労働者となって糊口をしのいだとあるので、移住者の生活は困窮を極めたことがうかがえる。従って陳伯義が蘭州刺史に任じられたというこの墓誌の記述は疑わしく(贈官の可能性もある)、瓜州への移送の途上で悲惨な最期を遂げたのであろうが、誌文ではただ建康から長安へ、さらに河西へと移送される境遇を、悲惨さを削ぎ落として婉曲に表現しつつ、むしろその後の家門の存続と榮達を言祝いでいる。実際、その子陳察はおそらくは陳朝人士に対する待遇が好転した煬帝治世に曲水県令に起家しているので、開皇中に不遇のまま死去した孫觀に比して楽観的な表現になっているのかもしれない。

本節の最後に、墓主の家門のアイデンティティに関わる特異な事例として、「康智墓誌」(生没623～693年、埋葬694年)を挙げる。誌文は康智の家系や婚姻について以下のように記す。

君諱智、字感、本炎帝之苗裔、後有康叔、即枝分葉散、以字因生、厥有斯宗、即公之謂矣。

五代祖潁川郡侯、青州刺史風、国史家謀備詳。祖仁基、陳寧遠將軍、神謀応兆、奇算合幾、器宇恢疎、廟略宏達。父玉、隋朝散大夫、星辰問気、天地齊人、文章総鸞鳳之姿、仁智体山泉之性。公游撃將軍、自天生德、精通玄女之符、惟岳表神、契合黃公之術。…（中略）…夫人支氏。三從允穆、四德幽閑、行合女儀、礼該嬪則。蘋繁莊敬、奉先祖字無違、閨庭肅恭、挹天夫而不怠。

誌文は、墓主の祖先として、潁川郡侯・青州刺史であった五代祖の康風、陳の寧遠將軍であった祖父の康仁基、隋の朝散大夫であった父の康玉を記すが、榮新江氏は、康智はソグド人の家系の人物であり、夫人の支氏は小月氏の系統の女性であるとするが、氏はこの墓誌からはソグド系の要素を見出すことはできないので、早くから漢化した家族であったと考える<sup>(46)</sup>。とはいえ、康氏が漢族に同化していたかと言えばそうではなく、康智は夫人としてソグド人ではないにせよ西方民族系統の女性を迎えているので、初唐に至ってもこの家門においては北朝系のソグド人と同様の“内部通婚制”がある程度機能しており、ソグド人としての意識が残存していたといえる<sup>(47)</sup>。

「康智墓誌」はいわば孤立した資料であり、官職以外に南朝との関りを示す情報はない。五代祖の康風については信用できず、実際には祖父康仁基までしか祖先を辿ることはできないであろうから、康仁基かあるいはその父が南朝（おそらく梁時代）に至って定住して陳朝から官職を授けられるに至り、康仁基の子康玉の時に陳朝の滅亡を経験し、康玉は北遷して隋に仕え、おそらく先述の南朝系士人と同様、大業年間に洛陽に移住し、この頃の南朝士人に対する待遇改善に伴って官職も得ることができたのではないかと思われるが、これ以上のことを推測することは難しい。そこで、文献史料から康氏と似た経歴を持つソグド人の活動を見て、南朝におけるソグド系人士のあり方を補足してみよう。『隋書』には康仁基・康玉父子とほぼ同時代を生きたソグド系の南朝系人士として、何細胡、その子何通と何妥、及び何通の子何稠という何一族の事跡が見える。まず、『隋書』巻75、何妥伝によれば、何妥の父何細胡は、蜀に入って郫県に定住したソグド商人であったようであるが、梁時代になって吐谷渾を経由する西域と南朝をつなぐ交易活動が活発になったと考えられており<sup>(48)</sup>、何細胡もそういった交易に携わる中で益州に定着したのであろう。その後、彼は梁の益州刺史（任命は537年）であった武陵王紀の財政を担当して巨万の富を築き、「西州大賈」と号したとされる。その子何妥は、建康の国子学に学んだ後、荊州に移って湘東王＝元帝政権に仕えるが、江陵陥落（554年）後は北遷し、西魏・北周・隋の3王朝に仕えた。何妥は商人であった父とは違って礼楽全般に明るい儒家としてキャリアを積んでいく。

一方、『隋書』巻68、何稠伝によると、何妥の兄として何通という人物がいたが、玉の製作に巧みであったこと以外の経歴は不明である。その子何稠は叔父の何妥とともに江陵陥落と長安への移住を経験し、隋時代になると輿服制度の実物製作や、高句麗遠征時の橋梁建設など、技術官僚として活動している。榮新江氏は、唐長孺氏の研究を参照しつつ、四川盆地の中心に位置する郫県には古くから何氏などのソグド人集落があり、何細胡らの家族の郫県定住もまた彼らに依拠することによって可能であったとする<sup>(49)</sup>。これらのことを合わせて考えると、何細胡やその子何通はソグド人としての属性をそれほど失っていなかった人物であり、何通の弟何妥や何通の子（何細胡の孫）何稠のように、何細胡が成功をおさめた後に成人期を迎えたと思われる人物は、何細胡が作った梁朝支配層とのパイプを活用して、何妥は江陵政権に仕えており、年少の何稠も（江陵陥落時に十数歳であった）同様のコースを期待されていたであろう。そして、北遷後は、兄弟ともに南朝文化を西魏・北周・隋王朝に伝える南朝系官人として生きたということになるだろう。この家門にはソグド人としてのアイデンティティがどの程度受け継がれたかを正史からうかがい知るこ

とはできないが、先に見た康智墓誌では、先述のように初唐の時代にも“内部通婚制”を維持してソグド人意識を残存させつつも、同時に、(おそらくは事実ではないであろうが)「五代祖」の存在を主張して伝統ある南朝系人士たることをアピールしていてもいることを考えると、“ソグドの血を引く南朝系人士”には北遷後も複雑なアイデンティティを持ち続けたのではないかと想定することができ、何氏一族にもあるいは康氏のような複合的なアイデンティティが存在したかもしれない。

## 6. おわりに

以上、北朝・隋唐時期における南朝系人士について、まず礼制史・服制史の展開を追ってきた筆者の関心から新たに生まれた、“北朝・隋唐政権における南朝系要素の影響”という問題を提起し、これにかかわる先行研究を整理した後に、関連する文献史料を使って若干の予備的な考察をおこなった。その後、墓誌を使用して、隋煬帝期における南朝系人士に対する待遇改善をめぐる制度的措置、籍貫移動、とりわけ“因官北遷”の表現をめぐる南朝系人士の心情、ソグドの血を引く南朝系人士の複合的なアイデンティティといった基礎的な考察を試みた。もとより、墓誌を中心とした資料整理は続行中であり、また、上述の諸点についての考察も初歩的段階にあり、本稿はその途中経過の報告である。今後さらに考察を進め、南朝系人士のあり方について具体的な提示ができるよう、検討していきたい。

### 注

- (1) 拙稿「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」(『埼玉大学紀要教育学部(人文社会科学Ⅲ)』58-2、2009年)において、服制の展開に関する大まかな流れを提示したが、本文に示したアウトラインには、筆者のその後の研究の進展によって新たに得た知見も加えている。
- (2) 渡辺信一郎『中国古代の楽制と国家—日本雅楽の源流—』、第2部第3章「燕楽七部伎楽の編成—清商楽と四夷楽の編成—」(文理閣、2013年)、261頁参照。
- (3) なお、隋唐時代における北族的な風俗・文化の要素を、様々な面から指摘した総合的研究として、呂一飛『胡族習俗与隋唐風韻—魏晋南北朝北方少数民族社会風俗及其对隋唐的影响—』(書目出版社、1994年)が挙げられる。
- (4) 川本芳昭『東アジア古代における諸民族と国家』、とりわけ第1編第1章「北朝国家論」、第2編第1章「漢唐間における「新」中華意識の形成—古代日本朝鮮と中国との関連をめぐって—」(汲古書院、2015年)、164頁参照。
- (5) これに関連して、王小盾氏は隋時代の音楽体系、特に七部楽の性格を論じる際に、東西の関連の重視＝西域音楽の重視に傾きがちである点を批判し、南朝音楽との融合の重視、つまり南北融合こそが、七部楽において重視すべきであるとしている。氏の論は音楽史についてのものであるが、礼制や制度史一般についても言えることであろう。王小盾「論中国楽部史的隋代七部楽」(『中国音楽学』2009-4)参照。山寺三知「中国楽部史における隋代七部楽について」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』27、2010年)もあり。
- (6) たとえば、拙稿「北朝時代における公的服飾制度の諸相—朝服制度を中心に—」(『大正大学東洋史論集』3、2010年)参照。
- (7) 南朝の身分構造については様々な見解があるが、本稿では、南朝における身分制の基準として、越智重明『魏晋南朝の貴族制』第五章「制度的身分＝族門制をめぐって」(研文出版、1982年)を基準とする。
- (8) 中村圭爾『六朝政治社会史研究』、とりわけ第13章「南朝国家論」(汲古書院、2013年)参照。
- (9) 戸川貴行『東晋南朝における伝統の創造』(汲古書院、2015年)の第2編「東晋南朝の天下観」中の

諸章参照。

- (10) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』(三聯書店、1954年)、同『唐代政治史述論稿』(三聯書店、1956年)、唐長孺『魏晉南北朝隋唐史三論』(武漢大学出版社、1993年) 参照。
- (11) 牟發松『漢唐歷史變遷中的社会与国家』、とりわけ第5編「唐代南朝化傾向和唐宋變革」中の第26章「略論唐代南朝化傾向」、第26章「從南北朝到隋唐」(上海人民出版社、2011年) 参照。
- (12) たとえば、胡宝国・閻步克・陳爽「關於南朝化的討論」(HP「国史論壇」2000年10月。このHPは現在存在しないが、「豆瓣小組」<https://www.douban.com/group/topic/37838812/>などで同じ内容のものが閲覧できるようである。) には、三氏による牟發松氏の南朝化論に対するコメントがまとめられている。
- (13) 妹尾達彦「江南文化の系譜—洛陽と建康—(一)」(『六朝學術学会報』14、2013年)、及び同「江南文化の系譜—洛陽と建康—(二)」(『六朝學術学会報』15、2014年) 参照。
- (14) 会田大輔「『周書』蕭督伝に関する一考察—蕭督の遣使称藩を手がかりとして—」(『文化継承学論集』3、2007年)、及び同「『帝王略論』の正統観」(榎本淳一編『古代中国・日本における学術と支配』、同成社、2013年) 参照。
- (15) 古川末喜『初唐の文学思想と韻律論』第2章「初唐歴史家の文学効用論と文学史観」(知泉書館、2003年)、158頁参照。
- (16) 柳川順子「虞世南の文学思想とその実践」(『広島女子大学国際文化学部紀要』新輯1、1996年) 参照。なお、姚察・姚思廉父子を古文復興の嚆矢とすべきことは、趙翼が『二十二史劄記』巻9「古文自姚察始」の中で論じている。
- (17) 柳芳の「氏族論」については、何啓民「柳芳氏族論中的一些問題」(『唐代研究論集』第二輯、新文豊出版公司、1992年) が詳細な分析を行っているが、本文に引いた部分は難解であると述べている。ちなみに、柳芳自身は河東柳氏に属し、後梁に仕えた柳莊の曾孫にあたる南朝系人士である。
- (18) 山崎宏「隋朝官僚の性格」(『史学研究〈東京教育大学文学部紀要〉』6、1956年)、同『中国仏教・文化史の研究』、とりわけ第8章「隋代の学界」(法蔵館、1981年) 参照。
- (19) 布目潮瀨『隋唐史研究』、とりわけ下編第1章「唐朝創業期における三省六部の人的構成」、附篇「唐初の貴族」(東洋史研究会、1968年) 参照。
- (20) 吉岡真「北朝・隋唐の支配層の推移」(『岩波講座世界歴史 九 中華の分裂と再生』、岩波書店、1999年) 参照。
- (21) 堀井裕之「即位前の唐太宗・秦王李世民集團の北齊系人士の分析」(『駿台史学』125、2005年) 参照。
- (22) 閔春新『蘭陵蕭氏与中古文化研究—蘭陵文化研究叢書—』、とりわけ第6章「隋朝初唐之政治与蘭陵蕭氏之興衰」、第7章「李唐相門蕭氏及其政治文化」(山東人民出版社、2013年) 参照。
- (23) 毛漢光『中国中古社会史論』、とりわけ第8編「從士族籍貫遷移看唐代士族之中央化」、及び第11編「隋唐政權中的蘭陵蕭氏」(聯經出版事業股份有限公司、1986年) 参照。
- (24) 牟發松注(11) 前掲書、とりわけ第3編第13章「梁陳之際南人之北遷及其影響」 参照。
- (25) 冉曉虹「淺議隋朝南人入北及其影響」(『滄桑』2013-4) 参照。
- (26) 池田温『唐史論攷 氏族性と均田制』第1部第六章「貴族制の没落」(汲古書院、2014年)、296頁。
- (27) 王永平『中古士人遷移与文化交流』、とりわけ第10章「隋代江南士人之北播及其命運之浮沈」、及び第11章「隋煬帝之文化趣味与江左文化之北伝」(社会化学文献出版社、2005年) 参照。
- (28) 洪衛中『後三国梁末北遷士人研究』(中国社会科学出版社、2014年) 参照。
- (29) 会田大輔「北齊における蕭莊政權人士」(公益信託松男金藏記念奨学基金編『明日へ翔ぶ』、風間書房、2008年) 参照。
- (30) 曹印双「唐代蕭禕墓誌考釈」(呂建中・胡戟編『大唐西市博物館墓誌研究統一上』陝西師範大学出版社、2013年) 参照。
- (31) 陳于全『蕭彪考』(『文学遺産』2011-3) 参照。
- (32) 周曉薇・王其禕「流寓周隋の南朝士人交往図卷—新出隋開皇八年『朱幹墓誌』—」(『陝西師範大学学

- 報』43-4、2014年) 参照。
- (33) 毛遠明編『漢魏六朝碑刻校注』(線装書局、2008年)は、衍和は字であって、諱は抗であり、西涼から宋に渡った人物とする。
- (34) 『北齊書』巻11、裴英起伝によれば、その祖父薛安都とともに北魏への帰順に従ったとする。
- (35) 東賢司「北魏墓誌銘と造像題記の接点—洛陽龍門第一四四三窟を利用して—」(『大学書道研究』4、2011) 参照。
- (36) 窪添慶文氏は、南朝宋齊時期に作成された墓誌においては、父祖や配偶者一族についての記載が多くなるとされるが、以上見た、北朝における南朝系人士の墓誌においても南朝墓誌の傾向を引きずっているともいえる。あるいは、憶測ではあるがこうした墓誌記述には、南朝の家系であることを誇りに思う心情が根底にあったのかもしれない。窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」(伊藤敏雄編『魏晉南北朝史と石刻史料の新展開—魏晉南北朝史像の再構築に向けて—』(科研(課題番号18320117)成果報告書、2009年) 参照。
- (37) ただし、大業3(607)年に公布された『大業律令』では、車騎府・驃騎府は鷹揚府に改称されているので、蔡君長の任官は大業1～3年の間ということになる。氣賀澤保規『府兵制の研究』(同朋舎、1999年)第5章「隋煬帝期の府兵制をめぐる一考察」、213頁参照。
- (38) 洪衛中注(28)前掲書第6章「梁末北遷士人入隋浮沈」、313～316頁参照。
- (39) 内田昌功「隋煬帝期官制改革の目的と性格」(『東洋学報』85-4、2004年) 参照。
- (40) 稲住哲朗「北齊出身者と閩隴集團」(『九州大学東洋史論集』41、2013年) 参照。
- (41) たとえば、本節で引いた「袁弘毅墓誌」は、「本陳郡人」と記し、南朝系の貴族の家門に属することを明記するものの、現在の籍貫を記していない。埋葬地が「洛州北邙山」であるので、おそらくは洛陽近辺に籍貫を移したのであろうが、そのことは伏せられている。
- (42) 毛漢光注(23)前掲書、第8編「從士族籍貫遷移看唐代士族之中央化」、とりわけ324～328頁。
- (43) これとやや似た表現がなされている墓誌の例として「路巖墓誌」(生没年不明、埋葬697年)がある。この墓誌は「其先陽平人也。七世祖靖、宋明帝時河南郡丞、因官葺宅於洛陽、即為洛陽人也。」と記し、晋安王子勛の乱の際に宋から北魏に亡命したことをにおわせる。そうであれば、比較的早く北朝になじんだ家門とすることになり、本稿で言う南朝系人士の家門とはいえないことになるが、七代祖から隋の白馬県令であった曾祖父路護の間における祖先の活動が記されていないことから、早くからの洛陽への移住は事実ではないと思われる。この家門が実際に洛陽に移住し、籍貫を移した隋の大業年間であろう。ただ、そうであっても、北遷した時期や世代がはっきりしなくなるので、慎重に扱うべき墓誌といえる。
- (44) 張衛宏『蕭穎士研究』(三秦出版社、2012年)、上編「家世考略与党生平概述」、5～6頁参照。
- (45) 周曉薇等編『隋代墓誌銘彙考』5巻(線装書局、2006年)によれば、「梁秦王」とは武陵王紀が皇帝号を称した際に、秦郡王に封じて自分の配下に引き入れた永豊侯撫を指すとする。
- (46) 榮新江主編『從撒馬爾干到長安—粟特人在中国的文化遺迹—』(北京図書館出版社、2004年)、130～131頁参照。なお、支氏が小月氏に出自する家系であることについては、榎一雄「小月氏と尉遲氏」(末松保和博士古稀記念会編『末松保和博士古稀記念 古代東アジア史論叢』下巻、吉川弘文館、1975年) 参照。
- (47) 榮新江氏は墓誌を分析を通じて、唐代のソグド人のほとんどが、同じソグド人かイラン系の胡人と婚姻する内部通婚をおこなっておいたことを指摘する。榮新江『中古中国与外来文明』(三聯書店、2001年)第1篇「胡人遷徙与集落」、132～135頁参照。
- (48) 吐谷渾が西域諸国と南朝の中継点であった点は、松田壽男「吐谷渾遣使考」(『史学雑誌』46-11・12、1937年) 参照。また、特に梁時代になってはじめて西域諸国の朝貢が実現し、通交が活発になった背景として、吐谷渾王伏連寿による西域進出が想定される点については、和田博徳「吐谷渾と南北両朝との関係について」(『史学』25-2、1951年) 参照。
- (49) 唐長孺『唐長孺文存』所収「南北朝期間西域与南朝的交通」(上海戸籍出版社、2006)、498頁、及

び栄新江『中古中国与粟特文明』所収「魏晋南北朝隋唐時期流寓南方の粟特人」（生活・読書・新三聯書店、2014年）、45～49頁参照。

(2016年10月11日提出)

(2016年12月15日受理)